

1. 議事日程第2号

(平成20年第11回大口町議会定例会)

平成20年12月8日  
午前9時30分開議  
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2(追加日程) 議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	長屋 孝成	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	総務部参事 兼 情報課長	小島 幹久
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義
環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広	会計管理者	前田 守文
教 育 部 長	三輪 恒久	行政課長	前田 正徳
企画財政課長	掛布 賢治	税務課長	松浦 文雄

福祉課長	馬場輝彦	こども課長	鈴木一夫
保険年金課長	吉田治則	健康課長	河合俊英
建設課長	鵜飼嗣孝	都市開発課長	野田透
下水道課長	江口利光	学校教育課長	近藤孝文
生涯学習課長	近藤定昭		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤登	議会事務局長 議次	佐藤幹広
--------	-----	--------------	------

## 開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 議案に対する質疑

議長（吉田正輝君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第62号 大口町部設置条例の全部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 組織機構について、全協等でも御説明を受けてまいりましたし、また一般質問でもお尋ねをするつもりでありますけれども、一つは「環境建設部」という名前が「環境」が取れてしまっているわけですね。それで地域協働部の方に環境課ができるということですが、部の名前から「環境」が取れるというのは、何か環境が大事な時代を迎えている中で寂しい気がするわけですが、今まで環境と建設を一体のものとしてとらえてきましたけれども、地域協働部の方に環境課というのができたいきさつというのはどういうことなのか。ちなみに、犬山市も組織機構が行われるということで新聞報道もありましたけれども、これから地球温暖化問題等々含めて、ごみの問題も含めて環境というのは非常に大切な課題になる。これは国・地方とも共通の問題でありますけれども、そういう中で環境課の役割は大きくなるわけでありまして、部の名前の中から環境が消えてしまっているというのには少し違和感がありますが、どうでしょうか。

それから、建設農政課という名前が新しくできました。建設農政課という名前をイメージしますと、建設と農業土木、こういうものは一体であるだろうというふうに思いますけれども、農業そのものの振興、これを建設課という名前の中でやるというのは、また私、違和感があるんですね。地域振興課の中で商工業の発展ということをやるのであれば、商も工も農も経済振

興ですから、地域の。それこそ農政も含めて一体にして地域経済の発展を図るとというのが、私は一体的な行政を進める上で適切ではないのかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから連絡調整を各部の中でやるということで、それぞれの一つの課が調整担当課兼務となっておりますが、聞くところによりますと、行政経営会議というのは部長以上で構成をしているということで、あと課長さんたちは一体、日常の事務を遂行する上で、全体的な町の施策推進を図る上で、課長さんというのはどういうことで調整や意思統一が今現在やられているのか。昔は部課長会議というのがあって、課長さんはそういうところに出席して自分の意見も、あるいは調整、交流もされていたように思うんですが、今は課長が行政経営会議に出ていないということでは、これは横断的な視点でそれぞれの課長が事務を遂行するという上で何か違和感がありますけれども、この新しい機構で今度は調整担当課兼務という課ができて、その課長が中心になって、その部内の課の連絡調整に当たるということですが、それは部長のやる仕事じゃないんでしょうかね。部長が上におりながら、例えば地域協働部ですと三つの課があって、その三つの課の連絡調整は一つの町民安全課の課長がやるというようなイメージは、どうもイメージ的によくわかりません。それは部長のやる仕事じゃないのかと、こういうふうに思うんですが、その辺のところをひとつ御説明がいただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） ただいま田中議員さんから3点ほど御質問を受けました。

まず、環境建設部から「環境」の文字が消えたということでありまして。私どもにおきましても、環境は重要な施策を担っていると聞き、焼却施設、あるいはごみの減量等、そういった重要な事業を進める上で、環境を地域協働部へ持っていった、その経緯と伺いますか、それは環境の施策を進める上では、行政独自で進められるものではないと。ほかに町民安全課、地域振興課を含めるわけですが、環境も他の課と同じく住民とともにその施策を進めていく課であると。ごみの減量にしても、地区の住民の協力があって初めて達成できることだと。そういうような観点から、地域協働部の方に移行させていただいたというものであります。

それから建設農政課、農業の施策の推進につきましては、現在の建設課が道路・水路の土木工事、そういった事業以外にも土地改良の事業を請け負っております。農業に係る施設の修繕、あるいは改築等を進めておるわけでありまして、そういったことが農業の振興の上では役に立つと伺いますか、農業施設とかかわりを持って農業を進めていくんだと。農業施策を担っていくんだというようなことで、建設と環境経済課の農政部門を統合させていただこうというふうに考えたわけでありまして。

それから商工につきましては、地域振興課の中に含めるわけでありまして、これは全協の折に

もお話ししましたが、地域の振興、まちづくり、まちおこしといったようなことと商工業の振興、これを振興の目的の中に両者を絡めて施策を進めていこうというものであります。

三つ目の、部内調整課、そして課長がその施策を進める上でどのように携わっていけるかというようなことですが、経営会議はおっしゃられたとおり、部長、そして特別職で構成され、重要な施策、あるいは部をまたがるような施策について、そういった課題等を協議され、その中で決定とか行われるわけではありますが、今回、部内調整課を設けまして、その部の中の共通事項、あるいは今後予定しております人員の枠配分、あるいは予算の枠配分といったような調整事務を担わなければなりません。そういったことで、部長の裁量が増大するといった中で調整担当課を設け、その職員が部長の裁量にかかわる職務のお手伝いをする、補助をするというようなことで設けさせていただきました。また、その部内調整課が部内の打ち合わせ、会議等の進行を担うというようなことで、部内の共通認識を持つために設けるものであります。

部課長会議というのは、現在確かにございます。月に1回ほど開催しております。各課が全庁的に知らせたいこと、あるいは全庁的にお願いしたいこと、そういった議題を持って、その中で各課から意見を聴取したり、認識を同じくするというようなことで会議が開かれております。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 今お答えがありましたように、建設農政課については農業土木や土地改良の事業、こういうことがあるから一体だということですがけれども、地域経済の振興という視点から見ると、農業も商業も工業も、これは一体の経済活動でありますので、そういうソフト面についての振興を図るという意味からすれば、農業も商工業も全部一つの課で地域経済発展を図るということで、一体的にソフト面の施策の充実を図っていくというのが私は適切ではないのかなあという視点で御質問をしたわけであります。

それから、部課長会議も今、月に1回程度ある。それはそれぞれ事務連絡等が中心だということではありますが、さきの大口中学校で砂利採取が実はどの程度行われていたのかというような共通認識ができずに、失敗をしてしまったというようなことを振り返りますと、私は課長も事務連絡程度ということではなくて、大きな事業の進行状況等の報告を一堂に受けて、そこでそれぞれ持ち得る知識や経験、そういうものが役に立てられるような中身のあるものに、つまり施策の振興・政策立案、そういうものも含めた部課長会議じゃないと、課長さんが全体的な、横断的な、全庁的な、そういう課題で能力を発揮する場がその部内だけに限られて、限定されてしまっているんじゃないかという気がいたします。そういう意味では、連絡調整は部長の手助けだということですがけれども、そういう意味で課長自体が政策立案、そういう重要な

役割を全庁的な、全施策的な立場から貢献できるような場を持たないといけないんじゃないかという気がいたしますので、各部内における連絡調整に限らず、全庁的な連絡調整、あるいは政策立案にも、常時課長たちも加わるというようなシステムが必要ではないのかなあというふうに思います。

それから環境問題ですけれども、実は日本の地球温暖化問題でも、これを抑制して、しかるべき目標を達成していくためには、一般国民というよりも、産業部門が大きな宿題になっているわけですね。だから、住民参加で環境問題を推進するというだけではなく、これは大口町内のあらゆる事業所も協力・協働していかないと、地球温暖化対策なんてできないんですよ。そういう意味では、私は住民参加、まちづくりという視点にとどまらず、以前もP R T R法で各事業所が県を通じて国に対して有害化学物質の排出や搬出量について報告をしているけれども、大口町は新たな協定を各事業所となるべく結んでいただいて、大口町にも直接そうしたデータについては御報告いただくと同時に、それぞれそれを削減していくための努力をしていただくということで、一時期進めていただきましたけれども、それも途中で限定的にとどまっているわけですが、そういう意味では環境問題は住民参加だけではできない。事業所も大いに参加をしていただいて、そして町全体が事業所の状況等も把握をしながら、協力・協働をしていただかなければ、環境問題は非常に限定的な課題に固執しているだけになってしまうと思います。

そういう意味では、私は環境問題についてそういう視点での推進を図っていくために、今の認識程度でいいのか、また組織機構の物の考え方でいいのかあという気がするわけですが、そこら辺はどうでしょうか。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 初めに、商工農政の関係であります、農業も商工業も一体の経済活動を進めるべきというような御意見をいただきましたが、私どもは先ほど申し上げたような理由で建設課に農政を、そして地域振興課の中に商工をというような組み合わせを考えたわけです。また、全体的なバランスを見る中でも、その課の事務量、そういったものも考慮いたしまして、環境経済課を環境・商工・農政、それぞれ3分割させていただいたというような状況もあります。3分割したとしても、それぞれの部署において事業は進めていけるものというように判断したところであります。

それから、課長が政策立案等にも加わるべきだというような御意見でありましたが、経営会議に部長以上が出席されて、重要事項を審議されると。その経営会議に出られる部長さん方に私ども課長が考え、意見をまとめ、そういった中で部長が各部内の課長の意見を取りまとめて経営会議で発言するというようなことも、課長の意見を吸い取っていただけるというふうにも

思いますし、先ほどの部課長会議が現在連絡調整のみで開催されているのではないかとということとありますが、この部課長会議も、そういった連絡調整のみならず、いろんな課題を各部課長から吸い上げる場であれば、課長の意見もその部課長会議において述べることもできる、あるいは吸い取っていただけるものというふうに思います。

それから、環境施策であります。確かに田中議員の言われるとおり、行政と住民だけで進められるものではありません。事業所の協力も必要であります。事業所の協力も必要ですが、住民と一体となって、事業所の協力を得ながら環境施策を進めていくと、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 最後になりますけれども、役所の弱点は、政府もそうですけれども、縦割り行政。自分の部門だけは一生懸命やるけれども、ほかのところは省みる余裕もなければ、そんなことをやってもしょうがないというような感覚、こういう縦割り行政は全体の能力が発揮されずに、あるいは自分の部署だけ守ればいいということで、それはいかんと。縦割り行政じゃなくて、横断的な能力の発揮、全庁的な視点で、とりわけ課長さん以上の幹部の皆さんは常に頭を働かせていただく必要があるわけです。

そういう意味では、各部内における課長さんの役割はもちろんでありますけれども、全庁的な重要施策の推進のためには、横断的に協力をして、そして能力を発揮していただく必要があるわけでありまして、今の御説明を聞いておりますと、縦割り行政の弊害が払拭できたかなあという感じはしないわけでありまして、総務部長さんあたり、どうでしょうか、見解は。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 今回の組織機構の見直しにつきましては、所管の総務文教委員会協議会、さらには全協でもお話をしてまいりましたが、現在の組織機構においての問題点等も踏まえる中で、職員の中での協議を重ね、あるいはそれぞれ原課とのヒアリングを重ねる中で進めてきたものであります。名称等につきましても、一定のルールに基づきまして名称等を付しておるわけございまして、今田中議員から一つ一つの御質問の中で、そういうものもすべて網羅ができると、より好ましいものになるかもわかりませんが、私どもがつくり上げてくる中で一定のルールに基づきまして名称等も付して、きょうこの場、議会に提案をさせていただいたというものであります。

それで、新たに連絡調整の担当課を設ける、そして経営会議の中でさきの全協においても責任の所在が云々というようなお話もあつたわけございまして、現実に行政経営会議というのが今も機能しておりまして、そこは三役、そして部長で構成する組織になっておりますが、こ

ここでは先ほどお話がありました全庁的な総合計画に基づく町の方針、そういうものが共有でき、さらにはそれぞれの所管の部の事業が総合計画、あるいは町の方針に沿ったものになっているのかどうなのか、そういうものが十分に協議・検討ができる場だというふうに認識いたしております。それに基づきまして、各部の中の課長さん方がそれぞれの所管の部の求める方向に沿って自分の所管業務で何をなすべきかというものが、行政経営計画書という中でそれぞれグループリーダーから課長に、課長から部長に上がる。そういうものがトータルの行政経営会議の中で一つの方向に沿ってあるかどうかのチェック、さらにはそれに沿ってそれぞれの業務分担を担うというようなことで機能しておると思っておりますし、それをより明確にしていくという意味での今回の機構改革でありますし、機構改革一つ、これですべてが解決するというふうにも認識はいたしておりません。その中には、今回、第6次総合計画の推進プロジェクトでもお話をできておりますが、行政評価、さらには行政経営、そして予算の考え方、そして人事評価、こういうものが組織機構と一緒に機能していくというふうに考えておりました、今、一つ一つ御質問いただきましたことについて、すべてこの組織機構で全部解決するというような認識は持っておりませんので、御理解がいただきたいというふうに思いますし、先ほど来お話があります、特に環境に関して言えば、住民と企業というようなお話があるわけですが、そういうことも私どもは十分考える中で、今回は残念ながら提案することはできなかったわけですが、町民参加条例の中で、本町における住民の定義についても明確にしていくことによって、今田中議員から御質問のあったことにつきましても十分にそれが大口町の中で事業展開、さらには共有し、その事務事業として遂行ができるのではないかとというふうに考えておりますので、これにつきましてもあわせて十分に御理解がいただけるかなというふうに思いますし、私どもが町民参加条例を提案させていただいた折には、今ここで御質問のありましたようなことがいかにその条例の中で網羅をされ、解決されていくのかということも十分に御審議がいただければというふうに思っております。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 私は、平成7年5月からこの議会でお世話になっております。ですから、ことしで14年目を迎えたわけですが、その当時と今と比べますと、職員の皆さん方の雰囲気が出るという感じを感ぜざるを得ない。気軽に御相談を申し上げられるような雰囲気がないといいますが、そういうことをちょくちょく感じます。本当に談笑しながら意見交換をしたいと思っても、なかなかそういう雰囲気にならない。職員の皆さん方も、何かしらかつなことは言えないというような感じが私はするんです。



ところが、私が議員になった当時は、そういう雰囲気ではありませんでした。どちらかというと、私もまだ当時新人でしたので、教えていただくことの方がたくさんありました。ですから、部長さんや、また課長さんがその担当の常任委員会に入ったときに、気軽に何でも聞いてくださいというような形で、本当に心温まる声をかけていただいて、非常に感激をしたものです。ところが、今じゃあどうかというと、そういう雰囲気が非常に感じられない。気軽に職員の皆さん方とおしゃべりをする、そういう雰囲気が本当に感じられない。それが私は非常に残念だというふうに思うんです。本当に意見交換がもっと自由闊達に行えるような雰囲気が持てれば、もっといい行政運営といいますか、私「経営」という言葉は嫌いだものですから「運営」という言葉を使わせていただきますけれども、行政運営ができるのではないかと思います。それが率直な私の今の気持ちです。

この機構改革をやることによって、そういった行政運営をすることができるのかどうかということも、私の判断する基準になってくるというふうに思います。この点において町当局はいかようなお考えなのでしょうか。

私は、今現在の雰囲気は非常に悪いなあということを率直に思わざるを得ない。私、今言っていることも、これ本会議の席上ですので、インターネットにも載りますし、議事録にちゃんと載るわけですから、言った以上は責任を感じながら言うわけですがけれども、それが本当に今の雰囲気というのは非常に残念でならないと思います。その点において、町当局はいかようにお考えなのでしょうか。

それからもう一つは、この部設置条例についてのもう一つの私の判断する基準は、住民にとってこの部設置条例がどういう利便性、住民にとってどんな利益をこの中で醸し出してくるのか、それが私のもう一つの基準になるというふうに思っています。ですから、そういう点では住民にとって利便性、もしくはどんな利益が住民の皆さん方にこの部設置条例によってもたらされるのか、その点についての明確な御答弁も拝聴したいというふうに思います。

私は、またこの議会の終盤になると一般質問がありますけれども、窓口のあり方について通告してありますけれども、これは部設置条例にも関連してくるというふうに思うわけですが、住民にとって果たしてどうなのかというのが、この議論の中で深めていかななくてはならない問題ではないかと思しますので、この2点についてお伺いしておきたいと思します。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 平成7年から14年がたって、役場の雰囲気も随分変わったというような御指摘でございますが、自分は平成7年当時、今ずうっと思い浮かべておって、どこにおったかちょっと記憶にないですが.....。

1番（吉田 正君） 都市計画課長さん。

政策調整室長兼総務部長（森 進君）　そうですか。都市計画におったそうでございますけれども、そんな時は多分小口線と公園整備、これあたりがそのときの自分の主の業務ではなかったかなあということのを思いまして、それですと県から、あるいは国からいかに補助金をもらって、どういうプランニングをして立派な公園をつくろうかなあというのと、もう一つは小口線については一人でも多くの地権者の理解を得て早く事業ベースに乗せたいというのが多分あって、毎日の仕事をしておったのではないかと思います。

しかし、言い古された言葉かも知れませんが、平成7年以降、やはり行政の中、あるいは行政を取り巻く環境、法制度の関係、非常に健康福祉の所管の部分だけではなくて、あらゆる分野において大きく変化、変革をしてきておるといふふうに思っております。そういう中で、中央から地方へ、そして地方が独自に判断をし、また独自に説明責任を果たしていくということも多く課せられてきておる現状からすれば、少しは職員一人ひとりが、あるいはまして管理職がそういうような意識を、今までなくてもよかったかも知れませんが、より一層そういうものを持つということは必要なかなあというふうに思います。

そういう中で、これから先は個人の性格とか度量ということになるわけですが、私のようなタイプの人間には、吉田議員さんが言われますような指摘を代表するようなタイプのかなあというふうに、役所へ来てしまうとついつい自分の立場とかそういうものを意識してしまって、そういう中で仕事を貫いていかなければならないということになりますと、度量、あるいは心のゆとりというのがどこかで欠けて、話をしておっても話ではなく、けんかになってしまうというんですか、こんなようなことがどうも繰り返されておるといふようなことで、いろんなどころから御指摘を受けるんですけれども、これはひょっとしたらちょっと直らんのかなあということを正直思っております。しかし、職員一人ひとりには本当に自分の与えられた職責・職務について、非常に忠実に、また前向きに、またこの急激な変化に対応するように日々努力をしておってくれるといふふうに思っております。そういう中で、もしそんな印象を吉田議員さんが持たれましたら、そうではないものですから、もう一歩前へ踏み出していただいて、職員に声かけをしていただければ、従来のような多分対応のできる職員もたくさんいるといふふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、全協でも窓口のことが話にあったわけです。感想ということで出ましたわけですが、確かに私どもも今回、組織機構を見直す中で、現場の声、住民の人が特に立ち寄りをされるような課の現場の声を聞く中で、レイアウトも含めてお示しをさせていただいたといふふうに思っております。しかし、これは必ずしも、先ほども田中議員さんの御質問にもお答えしましたが、これですべてを対応できるというふうには思っておりません。ハードでお金をかけてやれば対応できる部分もありますし、今のITというんですか、そういうものを駆使す

れば対応できるケースもあるでしょう。そういうものに今回は視点を置くのではなくて、やはり現状の中で何とか町民の方に不便をかけている部分を原課から直接聞くことによって対応ができないか、レイアウトで駆使ができないかというようなことで検討を重ねてまいり、また意見を聞いてつくり上げたものでございます。今後、これについて検証していくべきでもありましょうし、そういう中で、さらにまた時代の変化とともに、この組織機構に手を加え、見直しをかけなければいけないという時期も来るかもわかりません。その折には、きょう、あるいは今ここへ来るまでにいろいろ御指摘があったこと、さらにはハードの面でもう少し財政的な状況が好転した折には、そういう部分も含めて、引き続きこれについては検討していかなければならないというふうに思っております。

ただ、先ほども申しましたように、まず現状の組織機構の中で何が問題があるんだということからスタートしてここまで積み上げてきたものでございます。そして、この組織機構の見直しだけで住民の方の満足度をすべて吸収するというような考え方でございませぬ。いろんな部分、それは職員の意識の改革であり、人事評価であり、さらには行政評価であり、そういうものを駆使することによって住民の方の満足度なり、住民の方によりよいサービスの提供ができるように考えてきたというものでございますので、御理解がいただきたいというふうに思います。

( 挙手する者あり )

議長( 吉田正輝君 ) 吉田正君。

1 番( 吉田 正君 ) 要するに管理部門が、より一層これからも管理ということで強化していきこうというのが今回の部設置条例の全部改正の大きな趣旨ではないかということも感じるんですね。管理をより一層強化すればするほど、職員の皆さん方の自主性、そうしたものがかえって阻害されていくのではないかと、そのように思います。

以前、私は、一番最初に述べさせてもらいましたけれども、私、議員になった当時は、本当に、町長はそういうふうにしてみえるかもしれんけど、私はこう思うというような、そういう職員の方も非常に多かったように感じます。そういう意味では、どんどんそれぞれの幹部の職員の方の御意見なども、要するに上層部の方にも反映されていった、そういう時代もあったんだなあということを感じるわけですけども、そうじゃないんだと。今もちゃんと下の方からの意見も、下からどんどん持ち上がって、行政経営会議というところで意思決定していくんだと、さっきも部長さんの方から御説明があったわけですけども、しかし本当にそうなのかなあということを一方で私は思わざるを得ない。なかなか管理を強化すればするほど、自分たちの手足をがんじがらめにしていって、そういうことになりかねんのではないかなあということ非常に私は懸念するところです。

そういう意味では、管理、管理とあまり私は言わない方がよいのではないかというふうに思います。また、そうしたことを他人が評価して、そしてその評価に応じて給料の上がりぐあいも違って来る。きょうも配付されている議案を見ますとそうですね。例えば通常は4号給が基準になると思うんですね、1年の昇給がね。ところが、補正予算の一番最後の方の人件費のところを見ていくと、2号だとか3号だとか、本当に、要するに一人前の扱いをされていない職員の人がお見えになるのが現実なんですね。管理を強化すればするほど、賃金でまた今度は差をつけられる。これでは、やっぱり自由な発想、また自由な考え、そういうものが行政の中に反映できないのではないかということ私は非常に思うわけであります。そういう意味では、上から決まったことはすべて忠実に守りなさい、それは当然のことですけれども、しかし個人個人の自由な発想の中によい点は幾つもあると思うんです。それをまた取り上げられるような度量と、気力も要りますけれども、しかしそういう雰囲気がないことには、そうした自由な発想というのはなかなか行政の中で反映できないのではないか。また、下からという言い方は御無礼かもしれませんが、若手の職員の皆さん方の発想が上部には届きにくい組織になり得るのではないかと、これを非常に私は心配するところです。

最初の質問では、当時の課長さんや部長さんの雰囲気の話を見せてもらいましたけれども、今度は若手の職員の皆さんにもそういう管理の強化が及ぶことによって、かえって弊害が生まれるんじゃないかということ非常に私は心配をします。

そういう意味では、あまり管理の強化というのはよろしくないのではないかと私は思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

それから、住民の視点からすると、まだまだ不十分だと思います。例えば戸籍保険課ということで、住民票と健康保険、それから福祉医療の制度は同じ課になったわけですがけれども、しかし保育園だとか、その他の福祉のことは相変わらず健康文化センターの方に行かなければならない。こういう点では、転入届してきたとき、また転出届する場合、非常に不都合な点だと思います。例えば住民異動届が出た際に、例えばファクスで送ればそれぞれの事務もできるはずなんですよね、遠く離れておっても。一々行ってくれと言わなくても、返さないかんものはその部署で返してもらえば、ファクスで送ればそれで事足りるようなものはそこで受けるとか、そういうことぐらいはできると思うんですよ。そういう住民の利便性というのをやっぱり一番に私は考えるべきじゃないかというふうに思うんですね。そういう視点が、この中にはまだまだ抜けているんじゃないかなあというふうに思うんです。

だから、私はそういう意味では不十分なことだなあというふうに思っておるわけですが、いかようにお考えでしょうか、お伺いしておきます。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今回提案をさせていただいた組織機構、あるいは部の設置条例が管理の強化というようなふう目に映るといふようなお話ですけれども、管理の強化そのものがすべていけないといふようなことを思っておるわけではないんですけれども、ただ、ややもすると公務員としての風潮と申しますか、そういうものがずうっと横行してここまで来ておるといふ部分が、例えば人事評価の部分についてないといふふうには思いません。だから、そういう部分は、一生懸命努力する職員が努力したことがきちっと職員の中で受けとめられて、それが評価される。そういうようなことも十分必要になってくるといふふうにお話しております。ですから、そういう意味で人事評価といふことはお話をさせていただいておるつもりであります。

また、管理部門と申しますか、要するに総務部の中の政策推進課の中に、今回予算、あるいは人事ということまで含めて、企画も含めてですけれども、一つの課の中で対応するといふような業務の内容になっておるわけですけれども、実はこれには、前に行政課長も説明しましたように、それぞれ第6次総合計画を進める中で、現状の組織の中で個別に所掌事務として進めておったわけですけれども、なかなかそれが個別のものとしての運用では効果が見えないといふようなことがありまして、プロジェクトという形で7月に再編しまして、この三つの取り組みをしてきておるといふのが現状でございます。そういうことを考え、新しい組織機構を考える中では、やはり今言った三つの部門については一つの課の中で進めた方が、よりベターだろうといふような判断のもとに、政策調整室の中に管理部門といふような言い方で統括されることになるかも知れませんけれども、今の財政、あるいは人事といふようなものも事務分掌として見直しをかけたといふもので、ここはあくまでもオール大口についてのものをお話ということでございます。

そしてもう一つは部長の権限であります。各部に部長さんが当然見えるわけですけれども、各部に部長さんのもとでの権限を強化、委譲していくということ。これによって、要するに管理部門が直接原課とではなくて、部長さんの方針・方向、これはとりもなおさず町の方針・方向になるわけですが、そういうもので部長さんの裁量・権限で、この時期にどういふものに重点的に予算配分、さらには人を配分して進めた方が、より事業効率が上がるのか、また集中と選択ができるのかといふようなことで、あわせて部長の権限の強化を考えております。そういう中での組織機構でありますので、今御指摘のありました、まだまだ住民視点、利用される住民の人からすれば、ハードに手を加えないと解決しない部分も多々あります。今回は、先ほども言いましたように、そのハードに基本的に手を加えるのではなくて、現状の中での課題・テーマを、現在の状況で私どもとして精いっぱい取り入れられるものについて、見直しをかけられるものについては、原課の御意見を聞いて提案をさせていただいておるといふことで

ございますので、よろしく願いをします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 最後ですけれども、私の願いは、私が議員になった当初のごとく、皆さん方と笑顔でいろいろ御意見を交わせるような雰囲気になるのが一番望ましいといいますが、それを私は望んでいるわけであります。

総務部長さんもお孫さんができて、お孫さんのお話をすると本当に笑顔でお話をされるわけですけれども、そういう笑顔でいろいろまたこれから意見交換もしていきたいというふうに私は思っていますし、またそういう雰囲気づくりをすべきではないかというふうに思うんです。その雰囲気をつくろうと思うと、とりもなおさず私は管理、職員に対する職員管理、そこを強調することによって、そういう雰囲気はどこかへ飛んでいこうというふうに思っておりますし、またそうならないようにぜひしなければならないというふうに思います。

そういう意味では、今の現状の部設置条例というのは、果たしてどういう効果があるのか、私にはまだまだ実は理解ができていない部分でございます。また、あとの多分質問されるであろう方の御意見も参考にしながら、自分なりの判断をしていきたいというふうに思います。以上です。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 今、田中議員からの質問にもありましたように、今後とも人事異動ということも頭の中に入れて考えると、先ほどの部長さんだけじゃなくして、各課の課長さんを入れるべきではないかと。ということは、これ大変大きな部長さんは部下を抱えられるということになりますと、やはりその中で本当の下の方の、直接第一線で働いている人を本当に部長さんが把握できるであろうかというようなことを心配します。それで、今言いましたように、課長さんというのは次は部長さんにならないかん。そのときに、新しく急に部長をかわるよりか、いろんなところでいろんな勉強をさせていただくというような場を設けていただいた方が、部長さんになった、その部長さん自身にもプラスになるのではなかろうかと。課長さん、部長さんと一緒に話をし合って、ほかの部長さん、ほかの課長さんの御意見はどんなものであろうかといったようなことを考える場合には、今後とも大口町がこういうふうに向かっているんだよというようなことで、できるだけそういう部長さん、課長さんが一体となって、少しでも部下の、部下と言ったら失礼かもしれませんが、職員さんの生の声をもっともっと上へ押し上げていくと。そのためには、そういう会議の中で課長さんが吸収された意見を部長さんた

ちと一緒に話をするといった方が、非常にいいかなあとと思いますので、今後の人事異動等も考えますと、課長さんを入れるべきじゃなかろうかというふうに、私は田中議員さんの御意見にありましたように、思っております。

それと、一番初めに言いましたように、この各部長さん、大体人員はわかっておるんでしょうか、この配置が決まった場合。それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） この組織機構に伴います部の設置条例の提案とあわせて、私どもプロジェクトの方で業務の棚卸しというのは、そういうものを現状の中でそれぞれの課が抱えておる人数、あるいは人工、こういうものについて現状を調査したものがございます。そういうものにあわせて、今回の部の設置条例も再考いたしましたし、業務の内容についても再考いたしました。ただ、今それぞれの部にどれだけ人工が必要なのかというようなことについては、今後十分基礎になる資料がございますので、そういうものをベースに、経営会議の中でお話をしていきたいというふうに思っております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 今、お話しいただきましたように、とにかく部署によって人員がかなりばらつきが出るような気がしますね。特に保育園業務や何か、こども課さん、非常に人数を抱えておられるような気がしますので、部長さん、そこら辺の把握を十分にさせていただけるような、常日ごろから課長さんを通じて部長さんとよく話し合いをしながら、できるだけそういった第一線の言葉が上に行きますように祈念して質問を終わります。よろしくお願いします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 倉知敏美君。

13番（倉知敏美君） 今、協働のまちづくりと盛んに言われております。全国的にもブームみたいなもので、本町におきましても総務大臣が何か表彰まで受けられて、今ではかなり大口町じゅうに市民権を得ているのではないかと、そんなふうに思っておりますが、その協働が一番普及してないのがこの庁舎内ではないかと私は感じております。

その最たるものが大口中学校の建設事業ではなかったか、そんなふうに申し上げますと非常に不適切と言われるおそれもありますが、先ほど縦割り行政の弊害もありましたが、この条例の改正に当たりまして、庁舎内の協働につきましてどのように検証されて、それをどのようにこれから考えていかれるのか、それをお尋ねしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 自分のしてきた仕事の中で、よく言葉としては理解をするんですけども、連携ということがたびたび出てくるわけでありまして。課を超えた連携、課の中での連携、部を超えた連携と。しかし、非常にこれは一つの役所の中でルールがある以上、なかなかそれは難しいなあというのが私の実感であります。そういう問題等も含めて、今回事務事業、さらには一つの部で三つ程度の課、そして4部というような組織図を考えてきたという経過もございます。

ですから、今お話がありました、私は協働というのがブームというものではなくて、必要不可欠なものなのかなあと。これからの行政を考えたときに、協働というのは必要不可欠なものなのかなというふうに思っております。

しかし、今の大口町役場の中で、今議員が言われましたように協働というものがいろんな分野で、行政の中で十分に機能しておるかということ、必ずしもそうではないということもあわせて認識はいたしております。おかげさまで、私どもには地域振興、さらには生涯学習という協働とか参画について先進的な部局もございます。そういうところと連携をすることによって、そこの直接あまりかかわりのなかったような部局においても協働、あるいは参画ということが、少しずつではあるかもわかりませんが、浸透しておるのかなあと思っております。まだまだ十分とは言えません。それについては、職員の中でもそのような認識をしておりうふうに思いますので、ここで改めまして、今御指摘のありました協働によるまちづくりの取り組みというものを職員が共通の意識として持つ必要があるということは考えておりますし、御指摘のありました協働につきまして、これからも一層行政としても取り組んでいかなければならない。ブームではなくて、必要不可欠なものだというふうに思っております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 倉知敏美君。

13番（倉知敏美君） 協働につきまして共通の意識を持つ、今そういうお答えがございましたが、ちょっと話は飛びますが、この組織機構図を見ておりますと、町民の皆さんとも日々接点を持ちながら事業を進めていくという部門が三つで、それを後方から支援しながら、あるいは管理しながらしていく部門が一つある。そういったような、一見現場重視のような印象を受けますが、人事評価、企画財政を一つに集めた、いわば人間で言いますと脳みらいなものを1カ所に集めたのではないかと。どちらかといえば中央集権的な組織ではないかと、そういった印象も私は持つわけでございます。

人間はもちろん一つの脳で一人ですから、手足が文句を言ったという話は聞いたことがありませんが、こういう庁舎、役場というところは多くの人間の集合体であると思っております。今の協働の件に関しましても、共通の意識を持つためにも、よほど適材適所といえますか、評価や何



かが慎重で、大局的な客観・公平性といいますか、自分の能力をフルに発揮できるような、俗に言うやる気を起こす。町民の皆さんの「ありがとう」という感謝の言葉で非常に達成感を得たという話も聞いておりますが、そういった血の通った行政をやっていこうと思うと、もう少し庁舎内、先ほど話も出ておりましたが、温かい血を送るような部署、経営会議があるじゃないかとおっしゃられるかもわかりませんが、それとは別に体の隅々まで温かい目を向けられるような組織づくりも大変大切ではないかと、そんなふうに思います。いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 初めの御質問ですが、人事評価、企画財政を一つの部に集め、中央集権的な組織ではないかというような御意見でしたが、これは総務文教の協議会、あるいは全協でも申し上げておるわけですが、この第6次総合計画に掲げました三つの改革、意識・組織・財政、これを進める上で、一つ一つがばらばらであっては効果が少ないというようなこともあって、総合計画を進めるがために一つの箇所に集めさせていただいたというようなことであります。

それから職員の能力をフルに発揮する、要はやる気を引き出すという問題であります。こういったことについては、現在人事評価制度を進めようとしている段階であります。こういった人事評価の中で目標の設定、そして実績を評価するわけですが、その中で上司と部下の職員がいろいろ意見を交換し合って、そして認識を同じにし、コミュニケーションを深め、その中で上司からの助言、あるいはアドバイス、指導、そういったもので上司と部下の意思が通うようになると。そんなところでお互いに考え方が理解し合えるようになるのではないかと考えております。そのような人事評価を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 倉知敏美君。

13番（倉知敏美君） ぜひ、本当に公平性のある評価をしていただきたいと思います。そうでないと、やっぱり私でもそうかもわかりませんが、どちらかといえばそちらの方を向いて仕事を。本当に一番大事なのは、当然住民の方を向いた行政が言うまでもなく一番大事ですので、ぜひそういった評価ということをあまり気にせず、やっぱり住民の方を向いて、本当に一生懸命働いている、いわゆるそういった表現はまずいかもわかりませんが、手足となって動いている職員にも温かい評価ができるように、ぜひ組織にさせていただきたいと、そんなことを考えております。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

（午前10時32分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 大口町の条例は平成15年に改正したわけですが、ちょうど5年たったわけなんですね。それで、先ほどから総務部長さんとか課長さんがいろいろプロジェクトを組んで検討してきたというような御答弁がございました。この5年間、今現状の組織でやってきて、プロジェクトの中で問題点がたくさん出たかと思うんです。その問題点は何もお聞きをしております。どういう問題点が5年間の中であって、どのような弊害が町民に起きたのか、あるいは町の行政にどういうことが起きたかということをお聞きしたいです。なるべく詳しくお話しください。

それから2点目、この改革をすることによって町政がどういうふうになっていくか。あるいは町民の目を見た改革なのか。あるいは皆さん方が本当に納得された行政改革、組織改革かどうかということをお聞きしたい。

それから3点目は、この組織改革におきまして、先ほど行政経営会議がトップの会議だというふうに聞きました。これを見ますと、教育部を入れますと5部構成ですが、4部の組織構成になるかと思いますが、先ほど宮田議員がお聞きしたかと思いますが、例えば私はちょっとわかりかねるんですが、地域協働部の中に三つの課があると思います。こうした課の調整というお話がございましたが、これは地域協働部の中でしっかりした会議は月何回ぐらいお持ちになれるか。あるいは部長さんの会議は何回ぐらいお持ちになれるか。あるいは、現状の問題点はどういうふうに話をされていくか、そういうような大々的にお話をされている内容等をお聞かせください。

ただ単に、この部の中で会議をしたことをお互いに部長さんの中で話し合っていくのが、私は縦割りの行政ではなくて、横割りの行政だと思うんですね。地域協働部のことはわかっておっても建設部のことがわからない、それではお互いに町をやっていく中においては非常に横の疎通がとれていない。ほかの部のことは知らない。こちらの部のことしかわからないという声を聞くわけなんですから、そこら辺のところをどういうふうに見ていくか、その3点をお聞きいたします。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 酒井議員さんから御質問を3点ほどいただきました。

初めに、平成15年の部設置条例の改正ということですが、この15年は政策調整室を設けたのが主な改正の理由であります。

大きな改正は、平成11年12月に改正しまして、施行は平成12年4月であります。今回の機構改革を考えるに当たりまして、この12年の大規模な改革から8年が経過するというようなことから、組織の機構改革を検討するに至ったわけであります。

それで、問題点ということですが、全協でお配りした資料の中にございますように、その改革の必要性ということで説明させていただきました。一定の役割を果たした部門、あるいはさらなる発展を目指す部門があるというようなことと、平成18年の総合計画を推進するために、三つの改革、意識・組織・財政でございますが、これらを進めていかなければならないというようなところで、この組織の機構改革が必要になるということであります。

それから2点目に、町政が今後どう変わるかというような質問であったかと思いますが、先ほど来説明させていただいておりますように、町長部局の方では三つの事業部門、そして一つの管理部門というような分け方をさせていただいております。そこで、地域協働部につきましては地域と協働していくまちづくりを進めていくんだというようなまちづくり推進部門を町民安全課、環境課、地域振興課の三つの課で進めていくと。町民の方々との協働、お力添えをいただいで事業を進めていきたいと、そのように配置したわけであります。

三つ目の、行政経営会議は説明させていただいておりますが、部長、そして町の特別職が含まれておる会議であります。町の施策・方針等、意思決定の場ということで、重要施策を協議させていただいております。

それから、部内の会議ということですが、部内には調整担当課を設けまして、その部の中での連絡調整、あるいは共通する課題等の協議をしていただくということで、何回ぐらいの会議を持つかということは、今後、その部の中で決めていただかなければならないと思います。経営会議が月に2回ほどありますので、その経営会議から出された課題等を協議する場であれば、月に2回は必要かなと、そのように考えております。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） プロジェクトが今回の機構改革を行う前提となります現行の機構の問題を検討したのか、どういうふうに検討したのかという質問がありました。これにつきましては、現行の機構の問題点そのものをプロジェクトの中で検討したということではなくて、行政評価の制度検討の中で、役場の業務整理を行う必要があるということで、各課の協力を得まして、19年度レベルにおけます各課の業務整理をしました。その中で、事業ごとの職員の人工の数、あるいは時間外ですね。それから臨時職員の人工の数、そういっ

たものを詳細に出しまして、その結果を新しい機構、今皆さんのお手元にお出ししております  
新しい機構の案に当てはめをして、人工の確保とか、そういったものを検討材料の一つとして  
行ったということでもあります。その結果、いろいろな意見が出てきたことは事実でありますけ  
れども、そういった意見を集約しながら、今回の案が提出をされたというふうに考えておりま  
すので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) 私が今質問した中に、この問題点はどういうことがあったかを教えてほ  
しいということを聞きましたが、その問題点はどういうことがあったんですか。もう一度お尋  
ねしますが、どういう問題点が過去8年間の中にあったということをお聞きしたいわけです。  
お願いします。

議長(吉田正輝君) 行政課長。

行政課長(前田正徳君) 8年間の間のこういった問題点かというような御質問でした。8年  
間の間にそれぞれの所管が同じような課題を持って取り組んでいると。というのは、重複して  
いるような課題があるというようなところもありました。それから、担当する事務事業が違う  
部署の方が好ましいんじゃないかというような声も聞こえてまいりました。それから、住民の  
方にとって事務の取り扱いが何とか改善できないだろうかというようなこと。例えば相談窓口  
を一本化したらどうかというような意見もありました。今思いつくのはその程度でございます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) ありがとうございます。

そうしましたら、最後をお願いしておきたいと思います。

ずっと前に私も全協でお話ししたかと思いますが、今現在の庁舎の玄関を見ていただくとわ  
かるかと思いますが、この機構改革をした場合には、はっきりと、町民の方々がお見えになら  
れてもわかりやすくしていただくようお願いしておきたいと思います。今現在見ていただい  
てもわかると思いますが、組織図が本当に目が悪い人だと見えないですね。それから大きなバ  
スがありまして、あとのことは何もわからないです。そういう問題点をこういう組織改革をや  
るときは絶えず持って、やっぱり役場がそういう問題点を持ってやっていただくことを願い  
をして、この組織機構図については再度検討していただいて、前向きをお願いしておきたいと  
思います。よろしく願いいたします。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長（吉田正輝君） 宇野昌康君。

15番（宇野昌康君） 二、三質問をしたいと思います。

私の質問内容につきましては、前回の全員協議会においても発言をしておきましたし、答弁はその折でいいという話をしておきましたが、答弁の方はできておるとしておりますけれども、私も総論的なことを述べようかなと思っておりましたが、今まで大勢の議員の皆様がそんな方向性の質問がございまして、強いて言えば、いつか町長と雑談の中で、若い力が結集して、そしてこういうものができ上がってきたんだと。そういうことも理解をしてやってほしいという言葉いただきました。私は、全くそのとおりだと思っております。

しかしながら、そうした若い力、若い考えの中に、特にこの中で私が最年長だと思っておりますが、そうした経験も豊かではありませんが、人生を長く生きてきた。こういう者の意見等々もやっぱり少しは入れていただいて、これが町民各位の皆様方に浸透していくんではないかと。せっかくこうした大きな改革をしていただく、若い力でそれはよろしいでしょうが、やっぱり大口町には年長、お年寄りがたくさん見えます。そうした方たちも、ああいいですねというわかりやすい改革にしていただけたらと、こんなことを思っておるところでございます。

そうした中で部設置条例を可決・決定しますと、後々規約の中で細やかなものができくると思っております。そして、きょうそれが一番の基本でございますけれども、せっかくこうした組織機構図までいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

さしずめ、私が心配しますのは福祉こども課。福祉は大変な課でございますし、現在でも担当の皆様方が本当に努力をしてみえる。そして、こども課、これは保育関係を主力で、その他の子供の関係を一生懸命やってみえる。そうしたのを一つの課にしながら、そして福祉に関すること、保育に関することという部門だけになっているような考えでございますが、これは大変なことではないでしょうか。本当にそれぞれの部門の中で一番重要な役割を示していく、そうしたのを統合して福祉こども課にする。この内容についてもお聞きをしていきたいと思いません。

そして、健康生きがい課が新しくできるわけでございますが、それがどうした役割を果たすかということもまだわかっておりませんので、そんなこともお願いをしていけたらと思っております。

当然、私が前回説明をお願いしておきました下水道課の廃止でございますけれども、これも全く納得がいきません。ただ、私が地域のことだけを質問するという認識のもとにお願いしたと大変困りますけれども、まだまだ右岸に対しますこれからの下水道活動をやっていただかな、ずうっと将来的に続くものだと思っておりますので、この辺の充実をいかにこのような改革をされて進めていっていただけるか、この1点もお願いをしておきたいと思いません。

それから、先日もお話ししました生涯学習課、当然地域振興課も含めますが、協働のまちづくりということになってきますと、一番最前線に位置する課だと思っておりますが、今の生涯学習課につきましては非常に使い勝手が悪い。町民の皆様方が行かれるのも、あの急な階段を上らないかん。いろいろな分野が狭いということもございますが、こうした大改革の中で、なぜそうしたことも考慮に入れていただけなかったのかなあと、こんなことも今思っておるところでございます。

それからもう1点、これは私が県議長会の会長当時に案を出しまして、全国の議長会にも取り上げていただきました議会事務局と監査事務局の統合でございます。こうした本当にいい機会の中で、これを愛知県でも二、三ございまして、先駆けてやっていただく。これもすばらしい機構改革になるだろうと思っておりましたが、その辺のところをお考えになっておるかおらないか、その辺のところもお聞きをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） ただいま宇野議員さんから4点ほど御質問いただきました。

まず福祉こども課、また健康生きがい課、大変事業の多いところでありまして、これを現在福祉課、こども課、健康課であります。これを二つに再編するということを考えましたわけですが、現在の福祉課の社会障害部門、そういったグループがございますが、社会障害グループと現行のこども課を統合させていただくと。特にこの中では障害を持つ方、こういったところとこども課が統合することによりまして早期の対処・対応ができるのではないかと。障害を特に考えて統合を考えたところであります。

健康生きがい課につきましては、福祉課の介護高齢部門と健康課を統合するわけですが、その介護高齢部門が介護の支援といいますか、そういった事業を行っており、健康課が介護の予防にかかわる事業を行っている。そういった介護にかかわる統合を考えたわけでありまして。どちらも保健師との連携が大変重要であるということもあって、統合を考えたところであります。

それから下水道課の都市開発課との統合、そして都市整備課を考えたところでありますが、下水道事業につきましては、現在66.5%というような普及率であります。それが来年の4月には70%を超えるというような進捗になると思っております。何%であればそういった課をなくしていいかどうかということではありませんが、あと残すところ中小口地区の一部、そして上小口、河北が残っておるわけですが、今のような進捗率で進めていけば、あと数年で大口町地内の大まかなところは整備が進んでくるなど、そのように理解しておるところであります。

また、下水道課の事務につきましても、使用料の徴収事務、下水道使用料、そして集落排水の使用料であります。これらを昨年度から丹羽広域事務組合に委託されたというようなこと

もあって、事務の一部が丹羽広域に移っておるということ。そして、今回の機構改革を考える中で、他の課との事務量のバランス等を考慮しました。そこで、下水道課については都市開発課と統合がベターではないかというような私どもの結論に至ったわけであります。

それから3点目に、生涯学習課の配置、これが2階であると。また、狭い場所であるというような御意見であります。全協等でもお話ししたかと思いますが、生涯学習課は現在温水プールの指定管理者への委託等を検討しておる最中であります。これが指定管理者に委託されれば、プールから出て、私どもの案ですと中央公民館の2階に配置できたらと考えております。あそこであればエレベーターも使用することができるということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

4点目に、議会事務局と監査事務局との統合であります。そういった御意見につきまして、3階の事務局から聞いておりますが、この県内ではそういった事例がないということ。全国ではあるようですが、そういった事例がないということで、果たしてうまくやっていけるかどうかということも心配しまして、今回は統合は見合わせていただいたというような状況であります。以上ですので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 宇野昌康君。

15番(宇野昌康君) 私が質問した内容をちょっと理解できない答弁でございました。当然、福祉子ども課につきまして、私が一番心配しておるのは保育園の運営についてであります。そうしたことを重点的になぜ持っていないかと。将来、民営化とか一本化とか、指定管理者とかいろいろな問題が出てくると思いますが、そうした中のきちとした対応の中で協議をすべきではないだろうか、こんなことを思っておりますがいかがでしょうか。

それから、私の地元のことでございますが、そういう対応でよろしいでしょうか。もうとくに十何年も前からいい環境の中で生活してみえる。いまだそういう対応がいつになるかわからない。そうした原点をしっかりと見据えもしないで、こうした重要な部署を削り取るということはいいでしょうか。地域の皆さんに私は何と答弁するんですか。そうしたはっきりしたものを示していただかない限り、私は納得しかねます。

今、数年と言われましたが、数年というと何年になりますか。二、三年も数年、五、六年も数年ですけれども、そういうあいまいな答えでは私は絶対にだめでございますので、はっきりとした御答弁がいただきたい。

あとのことはいいですけれども、ただ生涯学習、プールがそうした指定管理者になれば下がる、どういう意味ですか、それは。全然関係ないでしょう。中央公民館に移すならば、中央公民館で十分じゃないですか。中央公民館でやれますよ。だから、そうした対応も町民の皆様方

に一番使いやすい場所をこうした機会に考えるべきじゃないですか。私はそうと思いますが、私の考えが間違っておるのでしょうか。もう一度御答弁をいただきたいと思います。

それから議会事務局と監査事務局の統合でございますが、それも当然難しいでしょう。過去には、合併をされました木曾川町がずうっと長年やってみえました。私は、ほかの方の課を統合するという事より、やっぱり統合して人1人の減でもやっていけると思っております。それは、昨年度から町長も御存じでございますが、監査関係のセミナー、いろんなことも監査に関する事は町村会から町村議長会に移りました。これは全国的なことでございます。それはなぜか。当然監査すべきは議会側でございますので、そうした対応の中でそういう方向性を生み出してきたらうと。だから、愛知県で今はないと。これだけ大口町がよその市町よりも先駆けて、こうした大きな改革をされる。そうしたしっかりした位置づけの中で、なぜ少しぐらい取り組んでいただけなかったのかなあと、これが一つの私の疑問でございます。

総務部長から答弁を願いたいと思いますが、先ほど質問の中でいろいろと自分の癖等も言ってみえました。やっぱりそれは直さなきゃだめです。直したような気持ちで御答弁願えたらありがたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 福祉子ども課、健康生きがい課、要するに現在の健康福祉部の福祉課、子ども課、健康課、この三つの課にかかわる業務については非常に関連性があるというふうに思っております。ですから、子供を中心に、あるいは障害者を中心に、さらには高齢者を中心に考えたときに、それを相互にいろんな組み合わせというのが考えられるというふうには思っております。

そういう中で、先ほど来お話をしてきましたように、今回の組織機構の見直しにつきましては、それぞれ経営会議に始まりまして、各課のヒアリング等ということで、一つの職員の中での意見、あるいは現在、それぞれの原課において取り組んでおる業務を集約、あるいは組みかえをするときに、どういう組みかえ、あるいは集約がいいのかというようなことを、それぞれ原課でお聞きをする中で、行政課、あるいはプロジェクトとして最終形でまとめてきたという経過がございます。

そういう中で、今議員さんからも御指摘があったこの福祉子ども課、健康生きがい課につきましても、そのような経過を踏まえて提案をさせていただいておりますので、業務の量につきましても、現在の子ども課におきましても、保育園の関係を見ましても保育士さんが40名ばかりですかね。そして、今の子ども課の中に10名弱、50名ほど、役所の中のどの部門をとりましても職員の数においては一番多くなるというような状況でございます。そういう中で、さらに障害という部門が加われば、職員の数につきましても多くはなるとは思いますが、今後、町立



の保育園、あるいは子供を取り巻く環境、子育て、少子化対策、こういう流れで、現在それぞれこども課の中でも十分に検討がされておる。そういうものの行方等も注視をしていく必要があるかなあとは思いますが。ただ、私どもも今言いましたように、経過を踏まえて、今回福祉こども課、さらには健康生きがい課という形で協議、ヒアリング等を実施し提案をさせていただいておりますので、御理解がいただきたいと思っております。

それから下水道の関係でございます。下水道の関係につきましては、これは実は自分が以前、組織機構改革ということで提案をさせていただいたときにも、正直、下水道課の取り扱いについて十分に御理解をいただくことができなかったという経過がございます。しかし、今回、そのときと大きく違うというふうに一つ思っておりますのは、あのときには少し職員の皆さんと話をする機会が不足をしておったのかなあ。もっと十分に職員の中で合意を得た中で進めるべきだったという反省は、個人としてあります。今回は、そういうことに関しましては、率直に下水道課、さらには環境建設部、そして都市整備部等の部課長さんたちともヒアリングをする中で提案をさせていただいておりますので、下水道課の課としての名称がなくなることによって、大口町における、特に五条右岸における下水道事業への取り組みが大幅な軌道修正されるというふうには考えておりませんし、仮にそのようなことがあれば、新しい部局の中で都市計画審議会等、そういう中で事業認可、あるいは事業計画等を定められる中で、そのあたりは十分に協議・御検討いただける場があるのではないかとこのように思っております。

ただ単に整備率が上がってきたからというようなことではなくて、一つには、やはりグループ制を導入することによって、限られた職員の融通をつけることができるということも視点としてはございます。そういう中での統合というようなことも一つの要因としてはございますので、御理解がいただきたいというふうに思います。

それと、生涯学習課の関係でございますが、指定管理者制度を導入する時点でということの中で私どもとしては考えておるわけですが、現実には、今生涯学習課が温水プールの2階で、町民の方の利用に関しては非常に不便があるというようなことはずうっとお聞きしておるわけですが、生涯学習課が今所管しております各種施設の維持管理の中で、やはり温水プールが拠点になっておるということで、現状の事務室があそこに設置されておるというふうに認識しておりますので、そういう中で、その管理運営において一定の方向性が示された段階には、今度教育部、新しくは生涯教育部の中で相互により連携がとれるような位置でということによって御説明を申し上げたわけでございますので、これについても御理解がいただきたいと思っております。

また、議会と監査につきましては、本来ならば十分な時間をとって、議会事務局については議会の方に、また監査委員事務局につきましては監査委員の方に事前に十分に時間をとって御

協議をさせていただいて、でき得れば今回の組織機構の見直しに合わせて行っていくということがよろしかったかとは思いますが、先ほどもお話をしましたように、今回特に私どもが今の組織機構の見直しを実施したのは、現行の組織等の中で問題がある町長部局、さらには教育委員会の部局、ここらあたりに視点を置いて、それぞれヒアリングをする中で意向と意見をまとめ、提案をさせていただいておりますので、御提案のありました議会事務局と監査委員事務局の取り扱いにつきましては、今後も十分に私どもが中心となり、中に入りまして、協議・検討を重ねていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 宇野昌康君。

15番(宇野昌康君) 大体要領をつかめたかなと思っておりますけれども、今くどく言うようですが、下水道課の問題でございますけれども、これは我々議員、それから執行部、これも当然理解できます。内容が変わらないいでしょということですが、まだいつかかっていただける、そして自分たちの地域を今掘削して本管が入れられる、それがよその地域へ行く。そうした地域の住民の気持ちがわかりますか。その途端に、そうした担当の課が消え去る。その説明をどうしたらいいか、それだけ教えてください。

それから監査事務局と議会との統合でございますが、それは両者がとても無理ですよということなら、私は強いてやっていただきたいとは言いません。ですけれども、これも全国的な流れの中で、これはいずれ訪れるだろうと、私もそんな認識を持っておるところでございます。当然間に合いませんが、今からそうした改革の中で、我々議会ともそういう対応を相談していただく。先ほど質問の中にありました。課長さんたちの昔はあれだが、今はどうだという対応は、私は全くそのとおりだと思っております。そうした議員の皆様方とも、そして個々の課長さん、補佐でも主査でもだれでも結構ですけれども、部長さんならなおさら、個人的な話し合いの中で雑談でも結構でございます。そうした中で、こうしたことはどうだろうなあ、ああしたことはどうだろう、どう思われますという意味疎通、これが一番大切なことではないでしょうか。

今、酒井町政の中で、こうした大改革が行われる。私は、あいさつ運動から始まって、そうしたこともまだまだ不十分だと思っております。もう少しこの庁舎内、明るさをひとつ、明るいあいさつ運動ができる、そういう方向性はこの機構改革にも何か見えてくるような気がしますが、いかがでしょうか。

私は、議員になりましてからずっと職員の皆様方と少しでも会話をするように努めておりますが、ここ二、三年、激減をしてまいりました。これは一つの残念なことでございますけれども、私は努めて、こんな話はどうかわかりませんが、トイレに用足しに行っても必ず、私は

年でございますのでちょっと時間がかかります。そうしたときに、職員が入ってきます。必ず声をかけます。場所が場所ですのであれですけれども、2度目に会ったときはちょっと会話が弾みます。いいことだなあと。そんなことで、少しでも職員の皆様と会話をしながら、町長のお話じゃないですけれども、若い世代が一生懸命やっているんだから認めてやってほしい、それはよくわかります。だから、そうした若い人の意見にも立ちおくれないように、一生懸命それぞれの議員も努めておっていただくとお思います。そんなことを含めながら、これからの改革等々もしっかりやっていっていただきたいと。

そして最後に、私の地域の関係につきましては、残念でございますが、何らかのきちっとした方針をいただいて、そして胸を張って地元の皆さんに報告のできる体制を整えていただきたい。これがないと、ちょっとこの問題等々も考えないけないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 議会事務局と監査委員事務局の業務の統合につきましては、直接今回提案をさせていただきました部の設置条例とはかかわるというふうには、条例と規則ですかね、それぞれ根拠が違いますので、直接今回の条例にはかかわらんのではないかとこのように思っております。ですから、先ほど行政課長も言いましたように、議会の方から、さらに議会事務局の方からも、そのようなお声がけをいただいているというような状況を踏まえれば、今後引き続きこの監査委員事務局と議会の事務の統合といえますか、そういうものについては協議をしていくことができるかなというふうには思っております。

それから下水道整備の関係でございますが、これは本来ならば下水道整備を今後どうしていくんだという具体的な整備についてのお話になるわけですけれども、そういう中で、所管の環境建設部長さんも下水道課長さんも見えますので、私がお話をするというのはちょっと筋が違うのかもわかりませんが、ただ私の認識では、大口町は二つの流域関連公共下水道で整備をされておるといふ現状がありまして、この二つの流域関連公共下水道の整備の手法が、五条川を挟んで大口町地内で必ずしも同一步調ではないというような私は認識をいたしております。ですから、おおむね御承知のように、五条左岸につきましては下流の方から順次上流に向かってその市街化区域、調整区域、あるいは集落というようなことを含めて整備が下流の方から上がっていったんではないかというのが私の五条左岸の整備の受けとめ方でありまして、そして、五条川右岸の整備につきましては、要するに整備手法として現況の市街化区域が中心に整備が図られておるといふふうには認識をしております。そういう中で、過日、一つ聞いたことは、私ども竹田も正直、余野から西武社宅までの間が竹田の地域を通過しておりますが、下水道の面整備というのはまだ先になるというふうなことでお伺いしておりますが、そういう中

で、ただ幹線に近いところなのか直近なのかわかりませんが、そういうところについては区域編入というようなことも、所定の手続等を経て可能だというようなこともお聞きをしておりますが、それが具体的にどの程度、どの幅なのかはちょっと承知をしておりますので、これ以上、今後、右岸の下水道整備がどのような手順で進められていくのか、また現行の整備計画が平成何年度までの完了予定になっておるのか、そういうことについては所管の部長、あるいは所管の課長から御説明をいただいた方が的確な御回答ができるのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（吉田正輝君） 下水道課長。

下水道課長（江口利光君） 右岸の下水道の計画について御質問をいただきましたが、五条川右岸につきましては、現在、上小口三丁目地内におきまして下水道の幹線の整備を行っておりますが、上小口三丁目の集落につきましては、下水道の事業認可区域に既に入っておりますので、面整備につきましては23年度までには行ってまいりたいというふうに考えております。また、上小口一丁目の集落並びに河北地区におきましては、まだ事業認可が得られておりません。今後、区域の拡大を行っていくためには、事業認可の取得が必要であります。五条川右岸の流域下水道計画、いわゆる県の事業として行われております流域下水道事業計画と、町の下水道事業計画は整合を図らなければならないということになっております。現在、県並びに本町におきます事業認可の期限は平成23年度末までということで、県と同じ期限になっておりますので、この期限までにはそれぞれ事業認可の変更手続を行う必要がございます。このために、県におきましては、平成22年度を目標に事業認可の変更作業を進めるという計画で行われておりますので、各市町につきましては平成23年度に変更の作業を行うという計画になっております。本町におきましては、平成23年度に事業認可の変更作業を行ってまいりたいというふうに考えております。

県といたしましては、来年度から各市町との具体的な調整作業に入ることになっておりまして、上小口一丁目の集落地内並びに河北地区の区域の拡大につきましては、これに合わせて進めてまいりたいというふうに考えております。したがって、変更認可の取得ができ次第、整備に入っていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 酒井久和君。

14番（酒井久和君） 部設置条例につきましては、るる説明をいただきました。その経緯についても十分説明をしていただきましたので、再度重なる部分があるかもしれませんが、

よろしく御答弁をお願いいたします。

当然、これのいい面、あるいは悪い面、そのようなところを十分に分析されてこれが進められたと。当然、今まで提案されておりましたP D C Aの手法に基づいて行われたんだらうと、こういうふうには推察申し上げるわけですが、その結果としてこういうのを提案されているというふうにお見受けしたわけですが、各部の意見は、行政会議において十分にそれぞれ納得されたものだというふうにお見受けいたしますけれども、上意下達の部分があってもしかるべきだと思いますが、上意下達部分が多過ぎると、先ほどのいろんなやりとりの中にもありましたように、いろんな問題を含めるわけですが、そこら辺のところは十分審議され、それぞれ納得のいく状況であったかどうかということをお聞きしたいと思うわけですが。

さて、それから地域協働部という部ができて、区長会関係はそこに移動するという事になっているやに推察いたします。コミュニティーがしっかりしていくには、やっぱり地方自治がしっかりしていないとこれはでき得ないというふうに思います。とすると、今までは総務部で区長会を掌握していらっしたものが、こちらの協働部の方へ移行されるということについて、ちょっと私は不安を感じるわけですが、地域の区長会がどういうふうに対応されるのか、その辺のところも、これを進めるに当たって考えられたかどうか、お聞きをしたいものですが。

やっぱり区長という立場は、当然地域の首長でございます。地域の首長であるならば、それが都市内分権というならば小さな町長であろうと、首長であろうと、そういうふうには思うわけですが、対等に話せる場というのは、やっぱり総務部の方がいいのではないかとこのように思います。

それから生涯教育部というところの生涯学習課でございますけれども、公民館分館活動としての活動が昨年から始められて、立派な成績をおさめられている。担当の職員にとっては新しい事業で大変御苦労をかけたんじゃないかなあというふうにお見受けをいたしますが、この公民館分館活動と学習等共同利用施設の運営、ここら辺の兼ね合いがちょっとよくわかりませんが、その辺のところを教えていただきたいと思うわけですが。

まだ公民館分館活動が学共の運営ということとイコールであるとするならば、まだ分館活動が緒についたばかりでございますので、移動するのにどうかなあということをお聞きするわけですが。

もう一つは、第6次総合計画の中にございますけれども、「地域担当職員制度」という言葉が出ておりますが、こういうものも見越した移動なのかどうかを教えていただきたいと思っております。

それから地域振興課所管のうちに団体活動支援という部門があるわけですが、それに関連して、現在生涯教育部で行われた方がよいと思われる点について、ちょっと申し上げたいと思うわけですが。これは、先回の協議会のときにも指摘をさせていただきました。特に子供たちの教育ということについて申し上げると、言うまでもなく子供たちに対する教育は学校、あるいは地域、家庭、こういう三者の協力によって行われている、これも昔から言い古されておりますので、皆さん御案内のとおりでございますが、学校においてはもちろんライセンスを持った先生方、家庭においてはその御家庭の家風、あるいは習慣によってしつけが中心となって行われるわけですが、もう一つは地域の教育であろうと思うわけですが。

大口町の場合、地域の教育、その最たる大きな組織というのは子ども会というふうに思っているんじゃないか。加入率が100%近い子供たち、すなわち小学生を対象でございますけれども、されているんじゃないかというふうに推測いたします。大口町においては、昭和30年から子ども会という組織ができていたやに記憶しておりますけれども、現在も本当に立派に運営されている。組織も大分変わりました、内容もそれぞれ毎年新しいものを取り入れながら進められているやに推測いたします。

昨日も、低学年の冬季ドッジボール大会が盛大に行われました。この低学年のドッジボールというのは会場が満杯になります。おじいちゃん、おばあちゃんまで応援があって、福祉会館の集会室はいつも満員で運営されております。これは、子ども会の運営に対して本当に一生懸命やっていたらっしゃるなあと、こんなふういきのうも拝見したわけですが。この組織を、現在は地域振興課ということになっております。過去は生涯学習課でございました。やっぱり教育の一貫性ということを考えるときには、家庭・学校・地域、そういうものが一緒の部にあった方がいろんな点でやりいいんじゃないかと。私も過去、それにお世話になった経験から申し上げますと、どうもそんなような気がいたします。細かいこととなりますけれども、子ども会の運営というのはどうしても練習しなければならない事業がたくさんあるわけなんです。例えば昨日のドッジボールなんかですと、全くボールにさわったことのないような子供たち、1年生だとそんな状態なんですけれども、そういう子たちを指導しながらやっていかなければならない。そういう場合ですと、どういうことが現場で起きているかということを考えていただきたい。当然担当の課長さんはそういうことはよくわかっていらっしゃると思いますけれども、そうすると会場の設営とか、あるいはよそとの他流試合とか、そういうものが行われる。そうすると、そのときのセッティングというのはかなり労力を要するんです。ただ、その日のイベントだけじゃなくて、それまでの下積みをされた、それまで培われた事業というのがたくさんあるわけですが。そういうことを考えると、同じ課で調整をしていただくと何かと便利

だったかと、過去の経験からそういうことが言えるわけでございます。ということで、そういう課の移動についてどんなふうに思ってみえるか。

それからもう一つは、部長の権限ということになっておりまして、人事異動も認めるというふうに書いてございますけれども、この人事異動についてもその時期によって仕事の強弱があるんじゃないか。そういうときの異動もこの部長権限でできるのか。あるいは、予算についても自由裁量でできるのかどうか。その部内であれば流用が簡単にできるのかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、略図でございますので配置図がよくわかりませんが、社会福祉協議会がどこへ行ってしまったのか、あるいは教育長の部屋はどうなっているのか、こんなところは略図ですので、ちょっとまだ表示がしてないのかもしれないかもしれませんが、お願いいたします。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 酒井議員から幾つか御質問をいただきました。一つ一つ順を追って説明させていただきたいと思います。

まず初めに、今回の機構改革の案が各部署それぞれ納得のいく状況であったかという御質問であったかと思えます。

この案をつくるまでに、各課、あるいは各部長さん方と協議をしまいいりました。その中でも、私どもがつくった最終案について、それぞれの部課長さんが前向きに納得というところは少なかったかなと、実際のところ、そのように感じました。現況から変化するという点について、すんなりのみ込めないというようなことはだれしもあるかなと、そのように思います。そういった中でも、組織機構の改革を進めなくてはならないといった課題について、最終的に行政経営会議での決定、そしてその後も再度調整したいという部署がありまして、一部協議をさせていただいたわけでありまして、そこで修正もございまして、全協の場でも福祉医療の事務についてですが、修正をさせていただいたというようなこともあります。職員からの要望・意見、取り入れられるところは取り入れると、全部が全部考慮してつくられたものではありません。この組織機構を進める上で、皆さんに御理解をいただいて協力をいただくというふうなふうに考えておりますので、このような案で進めていけるかと思っております。

二つ目ですが、区長会、これが町民安全課の担当となるということでありまして、町民安全課は現在の行政課の場所へ置きまして、消防防災等とともに区長会の担当を担うというように位置づけております。区長会も、今後は地域自治推進というような目的のもとに、学共施設を拠点としまして、区におきまして区の事業を計画していただき、それぞれ進めていただかなければならないというような位置づけでありまして、ここの町民安全課に置かせていただいたわけでございます。町民とかかわりのある部署ということで地域協働部を設けたものですから、

その総務部に区長会を置くというのは、内部管理的な面ではちょっとそぐわないかなと、そのように思います。

3点目に生涯学習課の件ですが、公民館分館活動、また学共の運営ということで、公民館分館活動については今後も地域の方で進めていただくものと思います。学共の管理につきまして、区長会とともに町民安全課の方で学共の管理を担っていこうと、そのように位置づけております。

4点目に、地域担当職員制度ということを聞きましたが、これについては今回の機構改革では考慮しておりません。

五つ目に、団体活動の支援ということで、地域振興課、あるいは生涯学習課が、例えば子ども会、あるいは老人クラブ等のかかわりがあるわけではありますが、現在も今後も子ども会、老人クラブにかかわりは地域振興課、生涯学習課で連携をとって担っていかなければならないと、そのように考えております。当初は、生涯学習課でその団体の支援といいますか、事務局を持ってあったわけですが、団体として育ってからは、協働、あるいはNPO団体まで育てようと、そういったところにつきましては地域振興課の方で役割を担当すると、そのように位置づけております。

6点目ですが、部長の権限、部内の人員とか予算についてであります。今回、この機構改革の中でそれぞれの部長さんに人員の枠配分、そして予算の枠配分を部長さんの裁量でお願いしたいというように考えたわけであります。人員については、来年4月から実施してまいりたいと。予算については検討しておる段階であると聞いております。人員につきまして、人事部の方からこの部は何名で、こういったメンバーでやっていただきたいというような案を提示しまして、部長さんの裁量でそれぞれの職員をどこの課に配属させるか、そういった権限を部長さんにゆだねたいというふうに考えております。年度途中でその人員の配属が変わることも、事業の進捗状況によってはあり得ると、そのようにも考えております。

7点目のレイアウトの件ですが、社会福祉協議会、それから教育長室、これにつきましては載せておりませんでした。現在の場所、社会福祉協議会についても現在の健康文化センターの2階、そして教育長室についても現在と同じところというふうに考えております。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、1時30分まで休憩といたします。

（午前 11時50分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）



( 挙手する者あり )

議長 ( 吉田正輝君 ) 酒井久和君。

14番 ( 酒井久和君 ) 昼の休憩中にちょっと忘れしたところがありますので、思い出しながらさせていただきたいと思います。

先ほど答弁いただきましたが、学共の運営管理については今度新しい課の地域協働部で行うと。それで、現在は生涯学習課で行ってると。これは何ら問題ないということでございますが、お見受けするに、先ほど申し上げましたように、公民館分館活動がまだ始まったばかりのところでございます、見ておりまして、そういうふうに分けるといことがどうも不便を増すような気がいたしますが、再度お答えを願いたいと思います。

それから地域の教育、先ほども申し上げました子供たちにとっての教育の中における地域の教育について再度、どんなふうなお考えであるか、教育長さんにお聞きしたいと思うわけでございます。

教育は、ある程度は方針を持って行っていかなければならん、そういうふうに私は思っておりますのでございます。自主運営ですべてが賄っていけるかどうか、そこら辺のところはちょっと不安を感じるものでございます。

子供たちの教育ということになりますと、体験をさせることが一番効果的なことである。体験させるには、直接、あるいは間接に経験させていく、二つに分けられるんじゃないかと思いますが、その中で子ども会という団体は直接に体験させるいい場である。当然、地域の教育はそればかりではございません。先ほど申し上げましたように、1,500名余の子供たちが加入している団体でございます。その中で地域参加、あるいは社会参加を教えていく一番いい場であるというふうに私は思うわけでございます。そういう場が教育以外のところでとり行われていくということについて、ちょっと私、寂しい思いをしておるわけでございます。そんなようなことで、ひとつ教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上2点ばかりでございますが、お願いします。

議長 ( 吉田正輝君 ) 行政課長。

行政課長 ( 前田正徳君 ) 現在、生涯学習課で所管しております公民館分館活動、これについては今後も生涯学習課の方で担当いたします。そして、学共の管理についてを新しく町民安全課、区長さん方の事務を今後は地域自治推進事業という中で学共の管理を行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ( 吉田正輝君 ) 教育長。

教育長 ( 長屋孝成君 ) 初日には、まずもって議員の皆様方から温かく迎えていただきました

こと、大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

そして、ただいま初めて質問をいただきまして、人生初めての経験でありまして、大変感激をしております。ありがとうございました。

そもそも中学校の社会科の教師としてスタートしたときに、政治の勉強で地方自治というのは民主主義の学校であると、そんなことを教えたことがありまして、言葉では教えたわけですが、いざこういう場面に立つことができ、本当に感慨深いものを今感じつつ、立たせていただきました。

昼食の前のところで酒井議員さんの方が、子供の教育には学校だけではなくて、保護者、そして地域社会、この三者の連携というのがとても重要であるとおっしゃられたこと、私も全くそのとおりでございます。そしてなおかつ、酒井議員さんが昔から地域で子供たちの教育に大変かわりを持っていらっしゃったことに対して、まずもって深く敬意を表したいと思います。

まさに学校もさまざまな課題を抱えております。そして、さまざまな問題が御承知のようにマスコミをにぎわせております。これは学校だけで解決できる問題ではなく、地域社会、保護者と一体となって、従来にも増して連携を強めてやっていくことが必要であるということを強く思っております。

3年間、大口中学校で勤務をさせていただきましたが、大口中学校の西側の道路を中学生がフラワーロードとして、何とか地域の一員としての自覚を高める活動として進めてきました。その折、昨年度ですが、夏、大変な猛暑でありまして、水不足になりました。花が危ないということになりまして、その折に地域に呼びかけたところ、保護者の方、また地域のお年寄りの方が夏早朝にはせ参じていただきまして、水やりをやったり、草取りをやっていただきました。これこそが子供たちをお互いに育てる場だなあと。そして、私は子供たちの方にも、皆さんのやっている花を植える活動というのは、まさに地域の一員として、地域の皆様が支持してくださっている、ありがたく思っていることだよと、そんなお話をしました。大変うれしかった出来事であります。

また、一面ではこんなことがございました。校長、電話に出ると。そして、何や、こんな草だらけにしておってというおしかりの言葉もいただきました。まさに全くそのとおりでございます。草が生えておった、花よりも勢いを増しておった状態に心を痛めておったわけですが、学校も授業時数というのがございまして、そうやすやすとそればかりに取りかかることはできなくて、まことに申しわけない。そして、そのことは当然子供たちを責めたりすることもできませんし、私一人の心にとどめておいたわけですが、温かい地域の支援というのは子供たちを育てていくことにつながっていくということを強くそのときに思ったわけであります。

また、体験というのが大変大事であるということは、学校教育でも同じでございますし、子

供が育つ場でとても大事なことでございます。よく小学生の子供たちを見ておりますと、危険なことをしがります。危険なこと、自分ができるかできないか、例えばこちらから向こうの石に飛ぶ。それを何度もやるわけですが、その自分が挑戦をして可能か可能でないか、そこに子供が伸びていく、そういう場面があります。しかし、今現在、私たち学校、それから保護者もそうですが、割合に危険をさせない、危険を避けて通ろうとする傾向があります。このところは今後よく考えて子供を育てていく必要があるのではないかと考えております。

体験を通して、特に体験の中で技術とか技能を高めるということはもちろんであります、それ以上に、大人がかかわることによって、人と人とのかかわりを通して子供たちは大きく育っていくのではないかと考えております。

回答になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 酒井久和君。

14番(酒井久和君) 先ほどから何度も申し上げておりますけれども、生涯学習課、地域の教育を進める上において子ども会など、そういう団体はそこの中で、家庭教育とともにあるべきではないか、こんなふうに思いますが、再度申し上げておきたいと思っております。

また、組織を生かす方法、先ほど来いろいろと同僚議員から苦言もございました。大変不協和音もあったけれども、この提案に結びついているんだということでもございましたが、ともかくこういう提案されたものがどうしてもやっていかなければならんということであるならば、十分にその辺のところも配慮していただき、進めるべきではないか。新しい組織を動かすということについては、大変な摩擦もあるかもしれません。そこら辺のところを十分考慮されてやるべきである。

組織を生かす、あるいは人を生かす方法は、皆さん方にはもう十分に御案内のとおりでございます、昔から言われております山本五十六の言葉、そしてまた先ほどは雰囲気として大口町のイメージソング「ほほえみをブーケにして」がございます。どうかその辺のところも勘案していただき、進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 今回提案をさせていただきました大口町の部設置条例の全部改正につきましては、今までもそれぞれの議員さんの御質問の中でお答えをしてきたとおりでありまして、今、酒井議員さんから御心配いただいたような向きも含めまして、十分に職員間で議論を交わし、取り入れられるものについては取り入れて積み上げさせていただき、ヒアリングを行い、本日提案という形になっておりますので、そのあたり、心配が的外れに終わるように努力していきたいというふうに思っております。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） ないようですので、これをもって議案第62号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第63号 大口町税条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 前納報奨金ですね。個人町民税の前納報奨金を段階的に廃止するという内容が含まれていますけれども、固定資産税に対する前納報奨金というのはまだ残るということで理解すればいいのでしょうか。

それから、前納報奨金が段階的に廃止するということですが、こういった理由から廃止されるのか、教えていただけますか。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 吉田正議員さんから前納報奨金について御質問がありました。

かねてより、前納報奨金については一般質問やいろんな方向から御指摘をいただいております。前納報奨金制度については、先回のときにも十分御説明をさせていただきました。この制度自体が、昭和25年の戦後の混乱した時期につくられたものであり、税というものの内容についての説明がよく住民、国民に理解されなかったところで創設されたものであり、もう五十数年がたっております。

愛知県下の状況では、16年度を皮切りとし、その後かなりのところが前納報奨金廃止に向けて行ってきております。

今回提案させていただいたのは、公平・平等性の観点を重視させていただいて、普通徴収、個人町民税について先に段階的に廃止をさせていただきます。これまで数十年という経過を経て実施してきた制度でありますので、即日廃止の方向は昨年等も考えておりましたけど、やはり急ではなかなか住民に与える影響が大きいということで、段階的廃止をさせていただいて、固定資産税はそのまま、また今後も検討していく余地があると考えております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 町民税の前納報奨金は段階的に廃止していく。なぜ段階的なのかというと、それは町民に与える影響が大きいからという御説明ですが、段階的にやろうと段階的にやらまいと、町民に与える影響は非常に大きいと思うんですね。例えば国民年金の保険料は、今でも前納報奨金という制度が実はあります。ですから、1年分、もしくは3ヵ月分以上

先に払いますと、実質4ヵ月分ですね。4ヵ月分をその月内でまとめて払うと、4ヵ月のうちの3ヵ月が前納報奨金の対象になってくるということだと思っただけですね。だから、1年分先に納める形もありますし、そういった形で前納報奨金がつくという形になっていると思っただけです。これは納付率を引き上げたいという意図が私はあるというふうに思っただけです。

今現在、例えば貯金をしております預金の利息を考えてみるとよくわかると思っただけですけども、0.3%だとか、スーパー何とかといって1,000万円以上預けてやっとなんか行くのか行かないのかというようなとんでもない低金利の時代ですね。ですから、住民の皆さん方からすれば、前納報奨金で納めた方が預金として銀行に預けておくよりも有利だから、先に支払ってしまった方が有利になる。そういうことで前納で納期前納付で納められるケースが多いのではないかなというふうに思っただけです。

昭和25年につくられたから、その役割は終えたんだというふうに言われますけれども、しかしこんなに低金利の時代だからこそ、ますますこの前納報奨金という制度は住民にとってみればありがたい制度なんだということが言えるんです。そういう意味ではね。だから、私からすると、とてもこれが役割が済んだというふうには思えない制度であると理解しているんです。

それから、なぜ町民税が前納報奨金の廃止の憂き目に遭ったのかというのは、来年度から年金受給者の方の年金から個人町民税を天引きしようとしているわけですね。これ正式に決まったのかどうなのかわかりませんが、例えば後期高齢者医療保険料にしても、それから65歳から74歳の国民健康保険税にしても、選択できるようになるんですね。もう選択できるようになっていますか。10月ぐらいからね。もうその前からなっていたのかな。口座振替を選ぶか、天引きをするか、どちらか選べるんですよ、一定の要件を満たせば。例えば後期高齢者医療の場合でいくと、年金が年額180万円未満で、滞納がないという、この二つぐらいが多分条件になっておったと思っただけですけども、そうすると年金からの天引きではなくて、口座振替を選択することができるわけですけども、この個人町民税の納税については年金からの天引きですけども、これは選択ができるんですか、できないんですか。口座振替をしようと思えばできるのか、そこら辺ちょっと教えていただけませんか。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 先回の税制改正の折に説明をさせていただいて、18万円以下の方についてだけで、それ以降の変更通知もございませんし、何らそれ以降の変わりはありません。

それと前納報奨金の廃止についての大きな要因で、16年度から始めた理由については、特徴と普通の差に不平等さがあるという観点から廃止が16年度から進められておりますので、これプラス来年の後期高齢者になるということを考えて、不公平感が多いということで廃止を段階的にさせていただくものであります。

( 挙手する者あり )

議長 ( 吉田正輝君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) 今言われるように、確かに普通徴収と特別徴収とでの不公平感がある、それは確かにそうかもしれませんね。特別徴収というのは、要するに給料から天引きするやり方を特別徴収というんですけれども、普通徴収というのは納付書でお支払いをする、もしくは納付書とは別に口座振替で年 4 回払いでしたかね、住民税については。そういう払い方をする場合、普通徴収と呼んでおるわけなんですけれども、そこら辺での差があるということは私も認めます。しかし、普通徴収されている方の多くは、私はどちらかといえば年金生活者の人が今では多いんじゃないかと思うんです。そうしますと、年 4 回で払うということですので、特別徴収と、要するに毎月毎月の給料から引かれる人たちと比べると、一回一回の負担感が大きいというのも私は事実としてあるのではないかというふうに思うんです。

そういう中で、まとめて払ってスッキリしよう、しかも少しは安くなる。銀行で預けておくよりも多少有利だからそうしようかということで、一遍に払えば役場の方の事務量も少なくなるだろうからということで納期前に納められる方があるわけですので、私は何とか続けていけるのかと思うんですけれども、今現在、町民税の前納報奨金は、大体 1 年間にどれくらい住民の皆さんに支払われているんでしょうか。それもお教えいただきたいと思います。

この制度が本当は残れば、年金から天引きされる人も、どちらか選択できるようになれば、その分の恩恵にあずかれるわけですので、何とか私は残してもらいたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 ( 吉田正輝君 ) 税務課長。

税務課長 ( 松浦文雄君 ) 前納報奨金を利用してみえる件数等をお尋ねだと思います。

町民税の20年度の利用者件数は6,123件で、金額にして2,126万1,770円という結果を得ています。あくまで前納報奨金制度というのは長年してきてこういう事態に発生し、経過措置というか、最初にも答弁させていただきましたけど、税の納入についての周知が大方できたということで、16年度より廃止する地区が……。今の6,123件というのは町民税分だけです。固定資産税は2,191件の632万2,680円で、20年度の制度利用者件数として、合計で8,314件、両方の町民税と固定資産税の合計で2,758万4,450円となっております。

前納報奨金については、市町村の判断が大きく反映しているものであり、ここ一、二年の廃止率は非常に高くなっており、愛知県下の推移だけ申し上げますと、愛知県61市町村のうち35市24町2村で、その中で廃止が26市町村、市が18、町が8町で、42.6%という率で、もうすぐ過半数になるというような状況であります。以上です。

( 挙手する者あり )

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） もうすぐ過半数になるそうですけれども、そんなに大口町がよそにおくられてはならんということで慌てる必要はないんじゃないかというふうに思うんですけれども、非常にこの前納報奨金制度というのはありがたい制度なんです。町県民税だけで六千百数十件もあるわけですよ。全納税者が1万ちょっとぐらいですね、たしか。だから、6割ぐらいがこの前納報奨金制度の利用が多分されているんじゃないかと思うんですけれども、そうするとかなりの影響だと思えますね。

ですから、そういう意味では、これはなかなか私は理解が得がたい制度ではないかということとを指摘しておきます。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） この前納報奨金が段階的に廃止されるということについては、私個人的に感じましても残念なことでございます。今税務課長さんからお話がありましたように、昭和25年から制度が設けられたということですが、この25年から今度廃止されるまでの間、私たち団塊世代はそっくりそのままサラリーマン生活でございました。全くこの特典を受けることなく終末を迎えるわけです。報奨金を二、三回いただいて、それで終わり。寂しい限りでございますが、これも時代の流れで、今税務課長さんから説明がありましたように、役目を果たしたかなあということも感じますし、さらには不公平感ということもあります。できれば残していただきたいのが個人的な気持ちですけれども、大所高所に立った場合には、これもやむを得ないかなあという感じはいたしております。

そこで一つお尋ねいたしますが、さきの6月の総務文教委員会の際に住民税の前納報奨金を受けておられる方は19年度実績で564万6,000円、2,108件という御答弁をいただきました。今回、このように段階的に廃止の方向に持っていかれる場合、最初の21年度、それから22年度は、この報奨金の額というのはどのぐらいになるのか、お伺いいたします。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 1条関係の方で21年度に100分の0.3の交付率にした場合ですけど、630万から378万4,400円、これは20年度実績から計算した金額で、影響額は253万8,280円の減少となります。

数字の関係ですけど、町県民税と固定資産税の数字を逆に報告しておりました。失礼しました。固定資産税が6,123件、2,126万1,770円で、町県民税が2,191件であります。大変失礼いたしました。上下反対でありました。

今の町県民税を廃止した場合の0.3については、金額ベースは町県民税の0.3にした場合について630万が370万ということで、影響額は250万と出ております。以上です。

( 挙手する者あり )

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 22年度はどうなるんですか。

議長(吉田正輝君) 税務課長。

税務課長(松浦文雄君) 0.1にした場合の影響額ですけど、今の続きで370万から125万5,000円になりますので、252万8,620円の減少という影響が出てきます。

( 挙手する者あり )

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 先ほども話がありましたけど、固定資産税につきましては不公平感はありません。ぜひともこれは、長い間、住民税の方で特典が受けられませんでしたので、一日も長く固定資産税については報奨金をつけていただくように、ぜひお願いして私の質問を終わります。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

( 挙手する者あり )

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 今、大口町の税収は大変好調で、不交付団体を維持しているわけですが、私が議員になった当時は交付税も受けていまして、年度当初は一時借入れをして職員の皆さんの給料を払わなければならないということだったんです。それで、なるべく早く年度当初に税金を納めていただければ、そういう一時借入れをしないで財政運営ができると、そういう意味では非常に大きな役割を果たしてきたんですが、多分愛知県内というのは非常に裕福な自治体がいっぱいですから、そんな心配は要らないという自治体はこういう前納報奨金を廃止しても支障はないんでしょうけれども、しかし、愛知県などは税収が落ちして、来年度の予算編成にきゅうきゅうとしているわけです。そういう中で、企業からも住民からも税金を年度当初にきちんと納めていただけるというような形は、いざというときには非常に大切な仕組みではないのかという気もするわけです。

いずれにしろ、はやりだから、ほかの自治体もそうだからじゃなくて、財政はいいときもあれば悪いときもあるわけですので、しかるべき必要性が生じたときには、こういうのはまた回復せざるを得ない時代も来るのかなあという気もするわけですが、そういう場合にまたもとに戻すということは容易にできるんですか。

議長(吉田正輝君) 総務部長。



政策調整室長兼総務部長（森 進君） 制度としてもとに戻すことができるかどうか。もとに戻すというんですか、新しく前納報奨金という形のものができるかどうかということは、今回、税条例の改正をお願いしてそういうものを段階的に廃止をしていくという方向ですので、それと全く逆のことかなというふうに理解をしております。ですから、条例の中で定めていけば、そのようなこともできるのではないかというふうに思います。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） これをもって議案第63号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第64号 平成20年度大口市一般会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。  
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今回の補正予算の中では、歳入の中に税の項目がないんですけれども、多くの県内の自治体、いろんな新聞などの情報でしか私も知り得ないわけなんですけれども、大口市の場合だと法人町民税ですね。法人町民税の状況は一体どういう状況なのか。ことしの予算に対してどんな状況になっていくのか、そういった説明をぜひしていただきたいというふうに思います。

トヨタも2兆円の純利益から6,000億円の利益、それでも利益ですから、赤字ではありませんので、一定の割合で入ってくるんだろうというふうに思いますけれども、しかし、どういうふうになるのか、ぜひお教えいただきたい。

それから、この補正予算書の9ページ、10ページですけれども、一番下に雑入で臨時職員雇用保険料本人負担分追加というのがあるんですけれども、臨時職員の皆さん方というのは雇用保険に今まで入っていなかったということなのか、それとも何なんでしょうか。ちょっとこれよくわかりませんので、お教えいただきたい。追加と書いてあるものですから、追加って一体どういうことなのかというのは理解できませんので、払っておれば払っておるわけですから追加ということはあるわけですし、ちょっと教えてください。

それから歳出の方で23、24ページですが、歳入の方で保育園運営費保護者負担金が200万円ふえておるわけなんですけれども、園児数はふえているわけなんですけれども、実際の歳出においては補正でマイナスになっているわけです。これは職員の給料関係でマイナスになっているわけなんですけれども、園児数というのは一体どのくらいになったか教えていただきたいのと、それから保育園の保育士さんの数が減ったということなんですか。この一般職減ということになっているんですけれども、そこら辺も説明をいただきたいと思います。

それから43ページ、44ページ、後ろから見開いたページなんですけれども、最後のところなんです。ここの上のところに、午前中も申し上げましたけれども、昇給というのがあるんです。昇給に係る職員数は172人で、代表的な職種ということで、一般行政職が167人で、技能労務職で5人、合わせて172人ということなんですけれども、この号給数別内訳というのがありますけれども、2、3、4、5、6というふうになっておりますけれども、これは一体どういうことなのか、御説明をいただきたいと思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 吉田正議員さんより、法人町民税の20年度の、いつもの時期であれば12月補正、3月補正、19年度は想像を上回る予定で補正増をさせていただきました。この件は、テレビ・マスコミ等でも御承知のとおり、当初サブプライムローンから始まり、金融機関の低迷から始まって、今期の夏以降、目覚ましい低下が影響を大きく及ぼし、特に新聞にも載っていましたが、田原市さんとか豊田市さんは、豊田市さんは70%の減ということで、愛知県は特にトヨタの影響の依存率が大きく、田原市さんにおいては税収で8割減ということで、通年だと70億で予定してみえるところが55億の減収を及ぼすという内容で、当大口町におきましても、先ほど企業訪問をさせていただきました、大方の上位の会社の方は企業訪問を終わっております。数字については明確な回答はありませんでしたが、到底昨年度の利益を得ることはないということで報告をいただいております。この景気低迷が早く解決できるようにお願いしたいという町の要望を添えて帰ってきたところでございます。ただし、大口町の予算としましては、20年度の15億3,000万の当初予算には、今期の調定を今考えてみますと、調定では15億七、八千万のところへ行くと推測しております。20年度については減少ということは今のところ考えておりません。以上です。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 初めに歳入の雑入について御質問を受けました。9ページ、10ページですが、臨時職員雇用保険料本人負担分（追加）とございます。これは今回初めて上げさせていただいた予算ですので、追加は誤りでございます。どうもすみません、訂正をお願いいたします。

それで、雇用保険料の支払いにつきましては、従来、役場負担分は直接労働局へ支払い、本人負担分は歳計外の口座を通して労働局へ支払っておりました。本年より、本人負担分については毎月の給料天引きとして一般会計へ入れた後、役場負担分とともに労働局へ支払うことといたしました。従来は5月に年間分の概算保険料で一括で徴収して、翌年に精算というような形をとっておったわけですが、それが歳計外の口座ということで一般会計に入れておりませんでした。本年から入れて事務の手続をスムーズにしたいと思いますので、よろしく願いいた

します。

それから23、24ページで、保育園の職員給与費減額の関係ですが、当初予算に上げておりましたのは、保育士が45名で上げておりました。本年度の4月以降ですが、そのうちの1名が児童福祉総務費ということで違う項目から支出させていただくこととなりましたので、その分の減額。また、育児休暇の方ですが、2名予定していたところ5名となりましたので、その職員給与の減額でございます。

それから43ページの一番上の昇給のところです。2号給、3号給、4号給、5号給、6号給であります。まず2号給につきましては、55歳を超えた職員でございます。2号給の昇給と。それから3号給につきましては、管理職員。これにつきましては3号給ということで、それから4号給が通常の一般職員でございます。それから5号給、6号給につきましては、育児休業をとっておいた職員について、復職時に昇給調整を行うこととしております。その職員が5号給で2名、これは保育士2名であります。6号給の2名については保育士1名、栄養士1名であります。以上であります。

議長（吉田正輝君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 各保育園の園児の数でございますけれども、トータルでございますが、4月1日現在で536人、それから一番直近ですと12月1日になりますけれども、12月1日で555人です。以上です。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 法人町民税の件ですけれども、予算が15億3,000万円に対して、その程度前後ぐらいまでは行くだらうということでもありますけれども、大口町の場合は自動車関連だけじゃないですよ、進出してきている企業そのものがね。だから、そのおかげでといいますか、先人の知恵といいますか、そういうこともあったんでしょうね。その予算のところまでは行くのではないかとということで、私も今聞いて一安心したところですけども、その自動車関連という業種の企業ではどういう落ち込み方をしているかということをお知らせしてほしいんですけども、ぜひ伺いをしておきます。

それから9ページ、10ページの臨時職員の雇用保険料本人負担分、追加が訂正だというお話ですけども、今まで5月に臨時職員の方から一括徴収するということですから、5月分の給料が大幅に減っちゃいますよね。雇用保険だからそんなにたくさんの金額ではないのかもしれませんが、しかし、かなりの金額が5月分に徴収されてしまうわけですので、減っちゃう。これも驚いたんですけども、これを一般会計に入れずに歳計外の現金でこれを支払っていたということなんですけれども、ということは大口町の役場のお金の流れの中に歳計外の通

帳というものが今も存在するという事なんですね。ほかに何かあるんですか、歳計外のお金の流れのあるもの。私、ぜひこれも伺っておきたいと思いました、今伺いをして。

例えばどういうものがそういったものに含まれていくのか、ちょっと私わかりませんので、ぜひ伺いをしておきたいと思います。

それから最後の43ページですけれども、管理職員の人は3号給で、一般職員の人は4号給で、55歳を超えた人は2号給の昇給なんだということですが、55歳を過ぎると昇給する幅が小さくなるということなんですね、これ。数字が大きくなればなるほど昇給の幅がふえるんでしょう。私、こちら辺もわからんもんで教えていただきたいんですけども、どういうことですか、これは。もう一度御説明がいただきたいんですけども、お願いします。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 今のトヨタ関連について、どういった原因で落ち込んでいるかという内容ですけど、数字的にはちょっとあれですけど、特に内容としては、トヨタ関連の北米の輸出関連が一番特に大きな要因として、新聞で公表されているのは田原市さんが特にあれですけど、田原市さんではレクサス、高級車をつくっているということで、現在のところの話はその近い企業さんに聞いても、時間外等も一切していないという状況が9月過ぎ以降続いているし、閉鎖に近い状態のところが出てくるという内容も聞いているし、原因は車が以前ほど流通していないし、売れていない。景気が低迷しているということで、増産は一切しないということで、しばらく様子を見るという状況の中で悪影響が続いてきていると伺っております。以上です。

議長（吉田正輝君） 会計管理者。

会計管理者（前田守文君） 歳計外現金の関係で御質問をいただきました。

主には給料天引きの中で、所得税とか住民税、それから各職員の共済組合の掛金個人負担分等が主であります。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 普通昇給についての号給の御質問を受けました。

55歳を超えた職員については2号給の昇給だと。以前は昇給がストップしていた時期もありました。それが改正され、55歳から2号給昇給できるようになったということでもあります。以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 今もちょっと質問がありましたけど、9、10ページのところの臨時職員雇用保険料本人負担分、これは今お聞きしますと、支払い日が毎年5月20日になっておると思

うんですが、このときに本人負担分を一括徴収するというお話でしたが、これは本来賃金を支払うその都度、本人負担分を控除するということになっておると思うんですが、その辺いかがですか。

それから個人負担分、要するにこれは役所の場合は単式簿記ですので、そういうシステムはないかもしれませんが、本来、企業で行っています複式簿記ですと、これは個人のものを控除したものですので、これは役所のものではありませんので、大口町の財政の方に歳入に入れるということについては、ちょっと私は疑問が残るんですが、あくまでこれは複式簿記でいきますと流動負債、預かり金として、今会計管理者から説明があったような歳計外に計上すべきものじゃないかと思うんです。これを一たん町の財政の一般会計の中に入れてしまうということは、他人の財物を自分のものにするというようなことになってしまいますので、私はこのやり方については疑義があると思うんです。今までどおり歳計外に計上して、支払うとき、納期が来たときに事業主分と一緒に支払うのが本来の姿じゃないかと思うんですが、その辺のところをよろしく願いいたします。

それから次のところで、保育園児さんが16名増加したということですが、当初予算には行事傷害保険料として4万円計上してありますが、そういう面での保険料は必要ないのでしょうか。その2点をお伺いします。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 雇用保険料の支払いでございますが、先ほど申し上げたように、昨年までは年間分を5月に一括で徴収させていただき、それで労働局の方に支払っておったということで、そういったものを今年度から毎月給与天引きさせていただいて、精算をしなくていいようにというような手続に変えたところであります。

そして、一般会計に今回入れさせていただくということで、歳計外の今までの取り扱いの方が正しいんじゃないかということですので、この件については調べさせていただいて、また回答をさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（吉田正輝君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 23、24ページの賄い材料費の関係で、今の園児の数がふえたと先ほど申し上げましたけれども、その関係で、当初予算にありました保険料について、こちらの方は大丈夫かということでございますけれども、こちらの保険料につきましては保育園等で行事が行われます。そのときに保護者の方に掛けてある保険でありますので、園児の数とは関係がない保険でありますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 雇用保険料についてはそういうことで、また御検討いただけるということでございますが、そのほかにも先ほど会計管理者からもありましたように、社会保険料等々、毎月払うものはまだしも、年間1回しか払わないものは、えてしてそういう勘違いということがあるかと思しますので、誤りのないようにしていただきたいと思ます。

もう1点、この臨時職員の社会保険料と労働保険料は事業主負担分が一括計上してあります、当初予算で。これちょっと私も理解できませんけれども、労働者災害補償保険料という科目で労働保険料と社会保険料が一括計上されております。支払うべき賃金は各部局ごとにその職員の人がおられるところで当初予算に計上しております。それに伴う労働保険料なり社会保険料ですので、そこへ計上するのが本来の姿ではないかと思ます。これは私、当初予算のときによく見つけられなかったものですから、今ごろ言っておってもいかんかもしれんですけど、そうしないと行政コストにも影響してきます。これは臨時職員の人によって派生していく金額ですので、社会保険料、労働保険料だけを1カ所に集めて計上するというのは、ちょっと私は感心せんのではないかと思っております。

それからもう1点の園児の傷害保険料については理解できました。

ちょっと補正予算から逸脱するかもしれませんが、関連質問として、来年5月から裁判員制度が始まります。育児中の人については辞退ができるというような最高裁判所の見解もございますが、希望すればこういう人たちでも裁判に出られる、裁判員として参加できるというようなことでございます。その際に、大口町としては裁判員に参加される方についての育児、育児中の方については子供たちを無料で一時預かりするというような御配慮がいただけんかと思うわけですが、現在の最高裁判所の見解としては、90%が5日以内で終わると。1日四、五時間というようなことのようにございます。できれば町としてそういう配慮が、新しい国の制度に本町が先進的な対応をしていただけたらというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 16ページの労働者災害補償保険料の追加ということで御質問をいただきました。この項目がこの場所にしか載っていないと。それぞれの所管のところに載るべきではないかという御質問と思ます。

来年度に向けまして、財政部局と相談して適正なところに計上したいと思ますので、よろしくをお願いします。

議長（吉田正輝君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 来年から始まります裁判員制度につきまして、小さなお子さんをお持ちのお母さん方が候補者に選ばれたときに、お子さんをどうするかというのがテレビなんかでも問題になってきております。たまたま先週の金曜日の朝日新聞でしたけれども、地方裁

判所、それから高等裁判所といったところで審理がされるわけですがけれども、全部で60カ所あるというふうに書いてあるんですけれども、その市の区の保育所は、一番近い保育所で一時保育をするというような記事が載っておりました。ただ、これは有料ということでありまして。そういう小さなお子さんを持ったお母さんが裁判に参加することになったときに、どこでそのお子さんをお預かりするのが一番いいのかというのが非常に問題になるかと思えます。小さなお子さんですので、なるべくお母さんと長い時間、同じ時間おられるようなところがいいということで、裁判所に一番近い保育所で短時間でお預かりするのが一番いいのかなあということも思えます。このあたりですと、名古屋地裁まで出かけていただくわけですがけれども、町の方でもお預かりしますという話になりますと、行って帰ってくるまでのかなり長時間の保育になるかと思えます。

それともう1点は、町の方では一時保育というのを今現在しておりませんので、そういったときに預けていきたいという御希望があったお母さん方をどうするかというのは、私どもこども課の方の課題ともなっております。

もう1点は、小学校の低学年のお子さんで、いわゆる学童保育に該当するお子さんが問題になるかと思えます。こちらの方はこういったときでも1回200円という金額はかかりますけれども、一時利用というような形で学童保育を利用することができますので、最大6時半までやっておりますので、学校が終わってから6時半まではお預かりすることができるというふうに思っております。

全国的にどういう動きがあるかというのは、私の方情報をつかめておりませんが、お母さんが所属する地元の市町村でお預かりができれば一番安心なのかなあと思えますけれども、ただ裁判所との距離の問題がありますので、そのあたりは少し検討させていただければと思います。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 29ページ、款8.土木費、項2.道路橋りょう費、目2.道路新設改良費、小口岩倉線道水路改築関連公共補償費3,834万7,000円、この内容についてどのような補償なのか。また、この補償交渉は妥結しているのかしていないのか、お尋ねをいたします。

続きまして、項3.橋りょう新設改良費、15工事請負費、3堀尾橋橋りょう拡幅工事費減、1,000万円。けさもここを通過してまいりましたが、工事が始まったようであります。当初予算は4,000万円でしたが、1,000万円の減額ということは、工事費が3,000万円になったということでしょうか。だとしますと、25%という大幅な減額になるわけですが、これはどのような理

由によるものなのか、御説明を願います。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 土田議員さんの方から、29ページの小口岩倉線道水路改築関連公共補償費の内訳、内容についての御質問をいただきました。

ここで言います小口岩倉線と申しますのは一般県道の名称で、都市計画道路名で言いますと愛岐南北線に当たるわけでございます。ここで、まず公共補償というものでございますが、公共補償とは公共事業の施行により、その事業施行地区内にある公共施設がその機能を廃止し、または休止する必要となった場合、その機能を回復するために補償すると。簡単に言いますと、県の事業によりまして町道が廃止される場合に、その町道の機能を回復させるために県が大口町に対して補償するというものでございます。それで、この公共補償の金額を受けまして、大口町がその公共補償で受けた施設のかわりをつくるということでございます。

この公共補償を行うに当たりまして、県の方からはもちろん用地費と、その用地に係る補償物件に係る補償費を県の方から大口町に補償されるということで、内容としましては、用地費約500万、それからそれに係る補償物件が約3,000万、それからその土地に対する分筆測量等登記費用とかかかりますので、その費用が約34万というような形になっております。こうしたものを受けまして、大口町が用地交渉をするという形でございます。

対象者はお1人でございますが、今のところまだ契約には至っておりません。ですが、年度内の契約をいただくように、現在都市開発課の方で交渉を進めておるところでございます。以上です。

議長（吉田正輝君） 建設課長。

建設課長（鵜飼嗣孝君） 続きまして31ページ、32ページになります。堀尾橋橋りょう拡幅工事費減ということで御質問いただきました。

こちらにつきましては、当初設計段階では土どめ工を施行する予定でございましたが、隣接地に南部水源がございまして、丹羽広域事務組合の水道部の方へ打ち合わせをしましたところ、リスクが伴うということでやめてほしいと。水源がなくなるリスクがあるということでやめてほしいという回答を得まして、今回、施行に当たりましては土どめ工をせずにする方法で設計したために安くなったものであります。

なお、今の設計額につきましては2,100万余りということで、まだこの後3月まで工事がございます。今通行どめで片側だけ通行できる形で工事を進めようとしておりますけれども、今後支障が出てきた場合、今の堀尾跡公園の方にちょっと土地を借りまして、そちらを活用しても片側だけは確保したいと思っておりますので、そのときのために余分に残させていただいておりますので、よろしく願いいたします。



議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 先ほどのお答えにちょっと訂正をさせていただきます。

用地費が500万で補償費が3,300万の誤りでした。申しわけございません。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 小口岩倉線、通称愛岐南北線、この工事が早く完了することを地元では強く望んでいるところでありますが、この工事を進めるに当たっては、予算の執行が不可欠だと思います。今ちょっと御説明になりましたが、今後具体的にどのように権利者と対応していかれるのか、再度お聞きしたいと思います。

堀尾橋の方につきましては、4,000万が3,000万と。今お聞きしたところによりますと2,100万、工事にかかるということで、これは下がったのは南部水源の安全のためにということをお聞きしましたが、1社ではなくて、ほかにも今後、まだ900万ぐらいあるわけですけど、工事を予定してみえるわけですね。以上です。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） まだ契約をいただいていないものについて、どのように進めるかということですが、先ほど申しました3,800万という数字は、既に県の方の査定が済み、これは補償のルールと申しますか、そういった基準に沿って積み上げた数字ということですが、これに対して、まだ権利者の方から金額に対して御同意はいただいておりますが、これを変えることもできません。私どもとしては権利者の同意がいただけるように何回も交渉を続けていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（吉田正輝君） 建設課長。

建設課長（鵜飼嗣孝君） あと残っているお金をどうするかということですが、先ほど申しましたとおり、できる限り、せめて片側車線だけでも、大型車両等通りますので、通行可能な状況にしておきたいということで、今後、橋の工事におきましてどうしても道路幅が狭くなった場合、堀尾跡公園の中に道路を拡幅して、あとガードレール等も移動がございますので、そのための費用ということで残してございますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 小口岩倉線につきましては、予算が上程されましたので、ぜひ努力をしていただいて、一日も早く補償交渉をまとめられまして、工事が開始されることを期待しております。

また、堀尾橋につきましては、交通の難所でありますので、安全に注意をされまして工事が

スムーズに進み、立派に完成することを期待しております。以上です。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 先ほど補正予算の9ページ、10ページ、総務費雑入、保険料の本人負担分云々ということで御質問をいただいて、答弁漏れがありましたので、実は従来の方法につきましては、先ほど来行政課長が説明をいたしておりでありまして、そこには幾つかの問題点があったわけでありまして。その一つは、1年分をまとめて納めていただくということで、本人さんに負担がかかるということと、お金をお支払いする5月に見えるときはいいんですけれども、例えば3月あたりにやめられた後の精算とか、そういう今まで運用してきた中で問題点がいろいろございまして、担当部局で近隣の市町の状況等をお聞きする中で、どういう方法がよりスムーズに、また本人負担が過剰にならないような形で運営ができるかということ調査・検討した中で、今回補正予算という形で提案をさせていただきました。ただ、この方法につきましても、今お話がありましたように、本人から預かったお金を町の歳入として上げていくことについていいですよという、それは間違いではないという根拠は見当たらないわけですが、ただ、近隣の大きな市あたりでは、私どもが今回実施をしようという方法で毎月個人の賃金から本人負担分を天引きさせてもらって徴収をし、その徴収した保険料は市町の一般会計の特定財源として市町の歳入に計上し、市町村の負担分と合わせて市で歳出予算を計上して支出をしておるところが近隣に幾つかございまして、そこあたりの話も聞く中で、今回このような形で補正予算の計上をさせていただきましたが、今議員さんから御指摘のありました件につきましては、なお一度よく根拠等につきましても精査・調査をいたしまして、それなりの3月議会等の中で対応させていただきたいと思っています。

ただ、歳計外の預かり金でいくことについても、その方法がいいという、またその方法でも問題があるというような疑義も呈されておりますので、その両面のところでさらに精査・調査をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第64号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、2時55分まで休憩といたします。

（午後 2時45分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時55分）

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第65号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 9ページのまた賃金ですが、85万3,000円減額されております。これは募集したけど応募者がなかったから減額したというようなたしか説明であったと思いますが、業務には支障ないのかどうか。募集したけど応募者がなかったから、賃金は減額するというところでございますが、その次の10ページを見まして、時間外勤務手当、補正後も補正前も300万計上されております。ということは、現在おられる人の業務がふえたということもないのではないかという気もいたします。であるなら、この賃金は当初ではどのような考えで計上されたのか、お伺いしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 丹羽議員から御質問をいただきました賃金の話であります。

これは、地域包括支援センターの保健師が3月をもって退職したというところから話が始まります。補正予算で6月に、7月から3月分までをお認めいただいたということでありまして。6月補正が可決された後、いろんな手を尽くして募集をさせていただきましたが、現在までまだ募集にかなった人間が来ていないというのが現状であります。

時間外を300万から変わってないから大丈夫かというようなお話でしたけれども、いっぱいいっぱいやっておるとというのが現状であります。ただし、1人やめたということは、逆に言うと時間外もその分減るということもあります。

いずれにしても、トータル当初予算、補正前が5人、補正後が4人ということで、1人が減額になっておりますけれども、業務の範疇、何とかやりくりをして今やっておるとというのが現状であります。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 現状でやりくりしながら努力しておられるということでございますが、現在おられる職員の人に過度な負担にならないよう、また業務がそれだけあって、残業等がやられれば、それなりの手厚い待遇をしていただきたいということで、必要ならば募集をしていただいて、確実な人員を確保していただくようお願いをして終わります。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第65号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第66号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第66号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第67号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第67号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第68号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第68号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第69号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 10ページの給与費明細書のところがございます。職員としては1人ですが、19年12月1日現在とことしの12月1日現在の職員1人当たりの給与がついてございますが、年齢のところを見ますとちょうど1歳上がっておりますので、これは同じ人かなあという感じを受けるわけですが、平均給与月額が4万9,548円、5万円近く上がっておるわけなんです。給料の方を見ますとプラス6,000円で、上の表の給料のところと合致するわけですが、この給与が余りにも上がっておるんですが、これはどういうことでこのようになったのか、ちょっとお伺いします。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 申しわけありませんが、資料が手元にございませんで、調べてからまた報告させていただきます。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第69号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第70号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第70号の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 3時01分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時06分）

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 先ほど丹羽議員さんから質問がありました議案第69号の10ページに掲げられた職員の平均給与月額、約5万円ほど昨年度と比べましてアップしているということですが、この5万円は時間外手当によるものですので、よろしくお願ひいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 時間外手当というすごい額ですね。ただ次の言葉が出てこんかったんですけど、あまり多いもんで。そうすると、この人には過度な負担がかかっておるんじゃないですか。これ職員1人になっていますのであれですが、この部局、集落排水ですから下水道課だと思っんですけど、今までも超過勤務がこのような状態だったんですか、その辺のところを。ことしだけこのようにふえたのか。例えばどなたかがおやめになって負担がふえたというような、大体超過勤務手当というのは年間にするると60万ぐらいになりますけど、このぐらいいただけるものなんですか、その辺のところをお願いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 時間外勤務手当が、議員さんから御質問のありました差額についてはお答えをさせていただいたとおりでありまして、その60万円ぐらいの時間外が、ほかの部局の職員等も含めてどうなのかということは、ちょっと比較検討したものを持っておるわけじゃないもんであれですけども、ただ状況によって、また今の事業ボリュームによって大きく変わるということはありませんし、下水道課は19年に1人、職員が人事異動で減になっておりまして、その分ももしあれがあれば若干なりとも影響があったのかなあということ、数字的なことでありますが、思われます。

議長（吉田正輝君） 以上で本日の予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明日9日火曜日に議案に対する質疑、議案の委員会付託を予定しておりましたが、本日で質疑が終了したため、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり、議題とすることに決定いたしました。

#### 議案の委員会付託

議長（吉田正輝君） 追加日程第2、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第70号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第70号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### 散会の宣告

議長（吉田正輝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日に予定されておりました本会議は、本日で日程が終了したため、休会といたします。

次回は12月15日月曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

（午後 3時10分）

## 議 案 付 託 表

平成20年第11回大口町議会定例会（12月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総務文教 常 任 委 員 会	第 6 2 号	大口町部設置条例の全部改正について
	第 6 3 号	大口町税条例の一部改正について
	第 6 4 号	平成20年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
	第 7 0 号	国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について
健康福祉 常 任 委 員 会	第 6 4 号	平成20年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
	第 6 5 号	平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）
	第 6 6 号	平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
	第 6 7 号	平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）
環境建設 常 任 委 員 会	第 6 4 号	平成20年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
	第 6 8 号	平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 6 9 号	平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）

